

参議院地方行政委員会會議録第十五号

昭和三十一年三月二十九日(本曜日)午
前十一時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 石村 幸作君
森下 政一君
小林 武治君

委員

笹森 順造君
佐野 廣君
田中 啓一君
堀 末治君
安井 謙君
加瀬 完君
若木 勝蔵君

政府委員

自治庁税務部長 奥野 誠亮君
経済企画
政務次官 齋藤 憲三君
経済企画庁 植田 俊雄君
開発部長 楠本 正康君
厚生省公衆衛生
局環境衛生部長 堀本 正康君
事務局側
常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○離島振興法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○国有資産等所在市町村交付金及び納
付金に関する法律案(内閣送付、予
備審査)

○委員長(松岡平市君) 会議を開きま
す。

本日は、まず離島振興法の一部を改
正する法律案を議題に供します。本案
につきましては、すでに提案理由の説
明は聞いております。これより質疑に
入ります。質疑のおありの方は順次御発
言をお願いします。——御発言がないよう
でありますから、質疑は終局したものと
認めて、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らか
にしてお述べをお願いします。御発言ござ
いませつか。——御発言がなければ討
論は終局したものと認めて、これより
採決に入ります。

離島振興法の一部を改正する法律案
を問題に供します。本案を原案通り可
決することに賛成の諸君の挙手を願ひ
ます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松岡平市君) 全会一致と認
めます。よつて本案は全会一致をもつ
て原案通り可決すべきものと決定いた
しました。

なお本院規則第四十四条による本会議
における口頭報告の内容、第七十二条
により、議長に提出すべき報告書の作
成その他事後の手續につきましては、
慣例によりこれを委員長に御一任願ひ
たいと存じますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと
認めます。よつてさより決定いたしま
した。

それから報告書に多数意見者の署名
を付することになっておりますから、

本案を可とされた全員順次御署名を願
います。

多数意見者署名

森下 政一 若木 勝蔵
加瀬 完 堀 末治
笹森 順造 佐野 廣
田中 啓一 安井 謙
小林 武治 石村 幸作

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れは
ございませつか。——御署名漏れはな
いと認めます。

○委員長(松岡平市君) 次に、国有資
産等所在市町村交付金及び納付金に関
する法律案を議題に供します。

質疑のおありの方は御発言を願ひま
す。

○森下政一君 奥野さんに一つ伺いた
いのですが、今度地方税法の改正と相
待つて、この国有資産等所在市町村交
付金及び納付金に関する法律案という
ものは、非常な苦心をされて、地方財
政の赤字解消のために、あらゆる財源
をあさられたという御苦労のほどは、
私もよくわかるのです。ところで一番
私は考えなければならぬと思うこと
は、結局たえば交付金にせよ、ある
いは納付金にせよ、こういう方法で確
かに一つの財源を確保はできるに違
いないのだが、一体これは、終局する
ところ、その負担は何が負うことになる
のだという点が非常に大事じゃないか
と思うのです。金はできるけれども、
それは降つてわいたものではないん
で、だれかが負担しなければならぬ
ことになる。たとえば公共団体が経営

しておりますところの住宅のようなの
のがありますね。これはみな、それぞ
れ住宅に困つておる者に住宅を建設し
て提供して、賃貸料を取つておるわけな
んだが、もしそのような関係で、結局
賃借人に負担が、家賃の値上げという
ような形で転嫁されていくということ
になると、これは確かに一つの財源に
は違ひないが、一般の賃借人も負担す
るんだということになると、これは考
えなければならぬんじゃないかという
ふうな気がするので、どうでしょう
ふうな関係に立つて、どうでしょう
ね。この交付金とか納付金とかという
のは、どう当局は考えておいでになる
か。たとえば三公社の場合でも、さな
きだに相当経営に困るというふうな
ことを平素言つておるながら、しかも
こういうふうな負担をさすということ
になると、それは一体、公社自体が終
局の負担を負うということになしに、
公社自体の提供しておるサービスとか
何とかというものがだれかに転嫁され
ていくんじゃないかというのを私は
心配するのだが、当局の考え方はどう
なんでしょう、その点。

○政府委員(奥野誠亮君) 問題を二つ
の点から考えられると思つておりま
す。

一つの点は、固定資産税は、これは
経費の中から払われる税金だ。こうい
うふうに観念されているわけござい
まして、従いまして原価構成の中には
入つております。交付金及び納付金も
固定資産税に準ずるものでございまし
て、従いましてまた、原価構成の中に

はこれは入るべきものだと思います。
今まで国鉄と私鉄と比べて、私鉄
の側からは、国鉄に対しては固定資産
税が課せられていないんじゃないか、
不公平じゃないかというふうな意見が
ずいぶん起つたわけでございます。そ
うしますと、かりに国鉄に納付金納付
の義務を負わす。固定資産税が課せら
れると結果的にはみな同じになるわけ
であります。同じような負担のもとに
経営が行われて、初めて企業の合理化
と言いましようか、そういうものが徹
底していくんじゃないか。原価構成の
中に入るべきものだけれども、それを
どうやって吸収するか、これは別問
題じゃないか。こういうふうな思ひの
であります。私鉄と国鉄とを考えた
でありますが、同じ負担のもとにおい
て運営が行われて、初めて企業の合理
化というものが徹底していくんじゃない
か。従いましてまた、原価構成に入
るものだから、必ず使用者に転嫁され
るんだというにはならないのであ
つて、その前段において、どう吸収
されていくかという問題が残るんじや
ないか、こゝろ思つております。

第二の問題は、住宅について御指摘
になつたわけでありましたが、国の政策
から、いろいろと地方団体が財源を
失つていく。これはできることなら避
けていかなければならない問題だと思
うのであります。公営住宅の問題につ
きましては、国が積極的に補助政策を
とつていくわけでありまして、これは非
常に望ましいことだと思ひるのでありま

して、今回住宅につきましても交付金の制度をとらうとしております。しかし、国の補助部分については計算の基礎に入れないという考え方の下に、住宅につきましても、御承知のように、価格の十分の二ないし十分の四を交付金算定標準額とする、こういうふうになつてゐるわけでありまして。また、国が補助政策をとつてゐるものに合せまして、地方団体も相当これに力を入れておるわけでございます。従いまして、建前の上からは、地方団体が住宅問題をどう処理していくか、少くとも法律の上では、国が助成策をとつてゐる部分については負担をさせてはいけません。若干それをこえて、負担させてはいけない、こういうふうな態度をとつてゐるのであります。たとえて申しますと、第一種公営住宅につきましても、二分の一を国から補助してゐるわけでありまして、交付金算定標準額は十分の四、四割にしておるわけでありまして、従いまして、補助部分プラスアルファを除外しておるわけでありまして、第二種公営住宅につきましても、国が三分の二を負担してゐるわけでありまして、交付金算定標準額は二割にとどめておるわけでありまして。要するに、補助金の三分の二プラスアルファを交付金算定標準額から除外いたしておるわけでありまして。しかしこの部分につきましても、地方団体がしよい込むか、使用者に転嫁させていくか。これは地方団体が転嫁しようと思へば転嫁できる。しかしこの税金の性格から申しますれば、転嫁するのは不当だろふと思ふのであります。その場合にそれが非常に過酷にわたるものであるかどうか。そういうことも合せて考えていかなければならないだらうと

思ふのでありますけれども、今申しましたような、二割ないし四割なりにいたして参りますならば、なおもとより民間の住宅を借り受けます場合よりかは、はるかに大きく軽減されておりますし、ことに住宅政策を阻害するといふほどの問題じゃなしに、むしろ住宅がどこに設けられても、それから市町村が相当の犠牲を払わなければならぬのだ。それらの住民のために相当協力し、衛生その他の施設を負うことになると、その場合にも若干財源が地元の町村にもおきこむことになるのだ、こういうことで、公営住宅がほとんど建設されることに對しまして、市町村が不快な感じを持たないで済むのじやないだらうか、そういうふうな長所もあるのではないかと、そういうふうな考え方を持つておるわけでありまして。

○小林武治君 今の問題ですね。なるべく使用者に税金が転嫁されないようにする、こういうふうな注意をするお氣持はありませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 使用者の負担を国の補助政策ともからみ合せまして転嫁される場合であつても、低くしたいという意味で、二割ないし四割という部分を算定標準額にしておるわけでありまして。これ以上について使用者に負担を転嫁させないようには、当該地方団体の政策にゆだねた方がよいのではないかと、いふに考えておるわけでありまして。

○小林武治君 ちよつと念のために、今の問題伺ひますが、東京都ですね。東京都の関係は、固定資産税は都税ですね。従つて都営の住宅については、今の交付金なんという觀念は起きないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように、一般の場合とは違つておるわけでありまして。して東京都が転嫁させようとする場合には、住宅部分につきましては特別会計を設け、その特別会計から一般会計へ繰り入れるという方法をとつた場合には可能になつてくるわけでございます。

○小林武治君 今の問題は、現実に起きた場合らしいのですが、要するに私は、東京都には固定資産税がない。要するに固定資産税に該当する交付金がない。従つてそれを理由として家賃を上げるといふようなことはあるべきでないと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 東京都の場合、東京都と特別区との間で、ある部分は特別区に属する。その他の部分は市町村相当分を都税にする。そのかわり財政調整の意味において、相当多額の金を特別区に對しまして、別途交付金として交付しておるわけでありまして。従いまして単に特別区が固定資産税を課していないのだから、従つてまた、東京都が固定資産税に代るものとして交付金を特別区に交付する必要はないのだ、こういうことにもなりかねないじやないかというふうな感じを持つてゐるわけでありまして。

○小林武治君 今の問題ですね。実は東京都の交付金というものは、東京都が主として交付しておるの、御承知のように、今の区民税ですね、住民税が区民税になつておる。そういう関係でもつて、多少の交付金を都からしておりますが、これのこの法律に關係する、要するにまあこれとまつた該当するような交付金はない。こういうふうにいるに思ふのですがね。今のうちに、こ

の法律が出たからというて、直ちに東京都が家賃を値上げするということはない、私は結果しないだらうと思ふ。そういうふうなことは言明できますか。

○政府委員(奥野誠亮君) それはお話の通りだと思つております。法律は別に強制もしてありませんし、また東京都は違つた意味におきまして、公営住宅以外にも、東京都が自分自身で財源を捻出したしまして、これに要する住宅の建設のために、相当多額の金をつぎ込んでゐるわけでありまして。

○安井謙君 今の小林委員の場合に關連して、法律が強制してないといふ意味だつたが、大体において、これは常識的にいって、特別会計を設けて、家賃に転嫁するといふ建前になる可能性が非常に強いのだ、あの転嫁は、法律で転嫁することが認められておるものであるか。精神からいってどういふのですか。転嫁するといふことは。

○政府委員(奥野誠亮君) 住宅政策といふものをどう考えていくかといふこととでございましてけれども、現在、国が大きい補助金を地方団体に交付しております。地方団体が家賃をきめます場合に、もとより補助金部分は家賃に算入しない。しかし自余の部分につきましても、全額を家賃に算入できるといふにいたしておるわけでありまして。そういう点から考えてみますと、交付金部分はやはり家賃部分に入るべきものではないだらうかといふふうにも思はれるわけでありまして。しかし、積極的にそういうふうには家賃の限度額がきめられておるわけでありましてけれども、地方団体がそれ以下で家賃をきめてゐるところも相当数あります。そういう点で見ますと、そういう団体に

おきましては、交付金相当額も、当然自分が一般財源で負担していくことになるのじやないかといふふうにも考えるわけでございます。

○安井謙君 今の、当然そういう固定資産税といふやつを、コストがかかることによつて、コスト計算上、これを家賃へ転嫁していくといふことは当然のこととして考えられるのですかね。これは一般にいつて、鉄道なんかにつきましても、それだから運賃を上げるのだといふことを当然言えるといふふうに解釈できるものですかね。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方団体が住宅を經營していきまする場合に當りましては、もとより利潤といふものは、毛頭考へておりません。家賃の基礎になります部分は、国庫補助部分以外の部分、この部分は原則として地方債でまかなつております。地方債の元利償還費、元金だけなしに、利子の償還費も、これも家賃の中に算入されてゐるわけでありまして。その地方債につきましても、全額政府資金じやありません、公債でまかなつてゐる部分もありまして、政府資金もそうでありまして、公債債にきまつても、金利低下の傾向が生じて参つております。もし金利が将来どんどん下りまして、家賃の原価構成、この中で金利の占めておりました部分が少くなつて参りますれば、その部分は交付金で肩がわりする。従つてまた家賃は別に上らない。こういう場合もあり得ると思ふのであります。

○安井謙君 大体どの程度に、もしそれを別途会計を設けて適用するとした場合には、どの程度の影響になりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 公営住宅について申し上げますと、第二種公営住

宅で、昭和二十四年ないし二十六年のころに作られたものであります。家屋の坪数が八・五坪であります。これの交付金相当額は三十七坪であります。家賃は七百円、七百坪に對しまして三十七坪がプラスされますから、転嫁するといふすれば七百三十七坪になります。

それから一種で、木造で昭和二十一年ないし二十三年に作られたもの、これは九・六坪、これの現在の家賃が六百五十坪であります。交付金相当額が六十六坪になりますから、合計いたしますと七百十六坪になります。一番家賃の高いもので、一番最近のものを申し上げますと、耐火構造になっているもので、しかも三十年以後に建設されたもの、家賃坪数が十二坪であるこの家賃が三千七百五十坪であります。これに對します交付金相当額が四百八十二坪であります。従いまして合計して四千二百三十二坪という家賃になる、こういうことであります。これが一番強く交付金の影響する部分であります。

○安井謙君 最高で五百坪以下ということですか。
○政府委員(奥野誠亮君) そのように考えております。
○小林武治君 そうすると、今の五百坪は、東京都の公営住宅も上げてよろしい、こういうことですか。
○政府委員(奥野誠亮君) 特別会計を住宅部分について設けるという措置を、そういう措置をとれば上げようと思はば上げられる、こういうことであります。

○小林武治君 今はない、こういうことでですね。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○小林武治君 国有林野のものをちよつと伺つておきますが、国有林野は従来は農林省が交付金をしておつた、所在町村にこれは今度の中に包含された、こういうわけですね。その場合に、これの交付は、取りまとめはやはり自治庁においてやって、町村別に計算されたのかどうか、その点はどうか。
○政府委員(奥野誠亮君) 自治庁は個々の部分については関与いたしません、所在の市町村がそれぞれ林野庁の方に請求書を出しまして、交付金を受けているわけでございます。

○小林武治君 そうするとほかの三公社などは関係が全然違うのですか。
○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。三公社の場合には、全資産を一体として評価しませんが、評価がでないわけではございませんけれども、林野であります、所在の地積に應じまして価格がつけられているわけであり、その中で、それぞれの市町村がその区域にありまます国有林野についての評価額を知ることが出来るわけであり、

○小林武治君 従来の交付金に比べて、今度は少し率が上つたということでございますが、これは関係ありませんか。
○政府委員(奥野誠亮君) 総額で申し上げますと、従来の交付金は三億二千万円であります。今回の方式で参りますと、総額は四億五千万円になるわけでありまして、総体においてふえております。個々の市町村につきましても、従来の予算賦与でありますので、必ずしも個々の市町村の交付金という

ものがどういふつり合いになつておつたかというところはわかりませんけれども、今回は国有林野につきましても、台帳価格、これにそのまゝ比例的に交付金が交付されることになつて参るわけであり、

○小林武治君 そうすると、この交付金の種々の関係は従来と変らない、こういうことに了解できますか。
○政府委員(奥野誠亮君) 手続は違つてくるわけでありましても、現実の金額が市町村に交付される形は、ふえこそすれ減ることはないと思つております。

○小林武治君 手続とはどういふことですか。
○政府委員(奥野誠亮君) 従来の交付金は予算補助で、恩恵的に營林署の方から所在の市町村に一方的に交付しておつたわけであり、今後は、市町村が請求書を出すわけであり、また、その評価額が低ければ、低過ぎるじゃないか、引き上げてもらいたい、こういう注文もできるわけであり、

○小林武治君 それでは、この請求を受けまして、恩恵的、一方的じゃないに、義務として所在の市町村へ、固定資産税相当額ということになるかもしれない、せんが、交付金を交付しなければならぬいふことになつて参るわけであり、

○小林武治君 その手続は、何か総理府令で政令で出ますか。
○政府委員(奥野誠亮君) 様式は総理府令で定めることになつております。

○小林武治君 もう一つ、まあ三公社はお話の通り、国有林野もまた今のお話の通り、ほかの国有財産、まあ主として今の問題になつた官舎ですね。こういうふうなものはどういふふうな手続になりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) やはり所在の市町村から交付金の交付請求書を出すことになつて参ります。ただそれらの資産につきましても、再評価なり、台帳整備なりが非常に不十分でございますので、二年間だけは国の方から一方的に所在の市町村へ交付することにしたしております。しかしその間に整備されるのを待つわけであり、その間の計算方式につきましては、使用料を基礎として算定する。使用料から逆算して評価額を推定する、こういうやり方をいたすことになつております。

○小林武治君 それで、今の国有の官舎といふのは、各官庁みな別々になつておりますが、これはみな別々に、それぞれの管理者がやはり請求書を出す、こういうことになつております。

○政府委員(奥野誠亮君) 公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条 (衆議院議員の選挙区)」を「第十三条の三 (選挙区改定)」に、「第二百一条の三 削除」を「第二百一条の三 削除」に、「第二百一条の三 削除」を「第二百一条の三 削除」に、

三月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、公職選挙法の一部を改正する法律案
一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院議員の選挙区改定)

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、離島振興法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十五日)

○委員長(松岡平市君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(松岡平市君) 速記を始め、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十分散会

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。
○委員長(松岡平市君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(松岡平市君) 速記を始め、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十分散会

主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟」を「第二百十条から第二百十二条まで 削除」に、「第二百五十一條の二（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）を「第二百五十一條の三（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）を「第二百五十一條の二（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）」に改める。

第四條第一項中「四百六十六人」を「四百九十七人」に改める。

第十三條第二項を次のように改める。

2 別表第一に掲げる郡の区域、支庁の所管区域、市町村の区域又は市の区域内の町、字若しくは地番の区域若しくは支所若しくは出張所の所管区域に変更があつても、選挙区は、なお、従前の区域による。但し、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたとき、又は所属未定地の市町村の区域への編入があつたときは、この限りでない。

3 前項但書の場合において、当該市町村の境界変更にかかる区域又は当該編入された所属未定地のあらたに属することとなつた市町村が二以上の選挙区に分れていたりときは、当該市町村の境界変更にかかる区域又は当該編入された所属未定地の選挙区の所属については、衆議院議員選挙区審査会の意見を聴いて内閣総理大臣が定める。

第十三條の次に次の二條を加える。

(衆議院議員選挙区審査会)

第十三條の二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條第一項の規定に基いて、総理府

に、衆議院議員選挙区審査会（以下本条中「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前条第三項の規定により内閣総理大臣に意見を答申する外、前年の十一月一日からその年の十月三十一日までの間における行政区域の変更に関する衆議院議員の選挙区の改定に關し、その必要の有無についての意見及び必要があるとする場合におけるその改定案を、毎年十一月三十日まで、内閣総理大臣に提出することを任務とする。

3 審査会は、委員五人をもつて組織する。

4 委員は、国会議員以外の者で、衆議院議員の被選挙権を有するものの中から、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

5 前項の任命に當つては、同一の政党その他の政治団体に属する者が二人以上とならないようにしなければならない。

6 第五條の二（中央選挙管理会）第四項、第五項及び第九項から第十六項までの規定は審査会について、同条第十二項から第十六項までの規定は審査会について、同条第四項第一号中「参議院議員」とあるのは「衆議院議員」と、同条第

五項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人以外」とあるのは「一人以外」と、同条第十項中「国会における指名に基いて」とあるのは「国会においてその同意を得て」と読み替へるものとする。

7 前各項に定めるものの外、審査会の運営に關し必要な事項は、審査会が定める。

(選挙区改定に關する法律案の提出)

第十三條の三 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による改定案の提出があつたときは、その案に基いて、選挙区の改定に關する法律案を最近の国会に提出しなければならない。

第三十一條第四項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第三十四條第四項中「第九條第五号に掲げる事由に因る再選挙については第二百二十條第二項の規定による通知を受けた日から、第九條第六号に掲げる事由に因る再選挙については第二百五十四條（当選人等の処刑の通知）を「第九條第五号又は第六号に掲げる事由に因る再選挙については第二百五十四條（当選人等の処刑の通知）」に改め、同条第六項第一号中「衆議院議員、」を削り、同項第二号中「地方自治法第二百五十二條の十九第一項を「衆議院議員及び地方自治法第二百五十二條の十九第一項」に改める。

第八十六條第七項中「前日」の下に「（衆議院議員の選挙にあつては、選挙の期日前五日）」を加える。

第九十二條第一号中「十萬元」を「二十萬元」に改める。

第九十七條第二項中「衆議院議員、」を削り、同条第三項中「地方公共団体の長」を「衆議院議員及び地方公共団体の長」に改める。

第九十七條中「又は当選人が第二百五十一條（当選人の選挙犯罪に因る当選無効）の規定により、当選人が第二百五十一條（当選人の選挙犯罪に因る当選無効）の規定により、当選が無効となつたとき又は第二百五十一條の三（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）の規定による訴訟の結果」に改める。

第九十九條第五号中「第二百五十一條（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪の場合）」を「第二百五十一條の三（総括主事者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）」に改める。

第一百零二條第一項中「衆議院議員、」を削り、同条第二項中「地方公共団体の長が欠け又は」を「衆議院議員に欠員を生じ又は地方公共団体の長が欠け若しくは」に改める。

第一百零三條第一項各号列記以外の部分中「第一項、第三項及び第四項」を削り、「その議員の欠員の数が」を「衆議院議員の場合にあつてはそのつと、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の場合にあつてはその欠員の数が」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 削除

第一百零三條第三項各号列記以外の部分中「衆議院議員、」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 削除

第一百三十六條第一号中「及び中央選挙管理会」を、衆議院議員選挙区審査会の委員並びに中央選挙管理会及び衆議院議員選挙区審査会」に改める。

第一百四十四條第一項第一号中「五千枚」を「三千枚」に改める。

第一百五十一條第二項中「衆議院議員の選挙にあつては概ね十回、その他の選挙にあつては」を削る。

第一百五十二條中「衆議院議員、」を削る。

第一百五十五條第一項中「衆議院議員の選挙にあつては三日以内に、その他の選挙にあつては」を削る。

第一百六十四條中「一回」の下に「（衆議院議員の選挙にあつては二回）」を加える。

第一百六十四條の二第七項中「選挙運動のために使用する文書図画は、の下に「衆議院議員の選挙の場合を除き、」を加える。

第一百九十七條第一項第二号を次のように改める。

二 第一百四十一條（選挙運動に使用する場合）の規定による自動車及び船舶を使用するために要した支出

第一百九十七條第一項に次の一号を加える。

六 第二百一十一條の五（総選挙における政治活動の規制）第一項（第二百一十一條の七第一項（衆議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制））において準用する場合を含む。）第二百一十一條の十（衆議院議員の選挙における政治活動の態様）第一項又は第二百一十一條の十三（選挙運動）の規定に

加える。

加える。

よる政治活動が選挙運動となることとなつた場合における当該選挙運動のために要した支出
第百九十七条第二項を次のように改める。

2 第八十六条（公職の候補者の立候補の届出）第一項から第四項まで及び第六項の届出があつた後公職の候補者又は出納責任者と思思を通じてした支出以外の支出は、この章の規定（第百八十七条を除く。）の適用については、選挙運動に関する支出でないものとみなす。

第二百一条の三を次のように改める。
（衆議院議員の選挙における公認候補者）

第二百一条の三 衆議院議員の選挙における政党その他の政治団体の所属候補者（以下「公認候補者」という。）とならうとする者は、当該政党その他の政治団体の本部において公認した者である旨を証明する本部の総裁、委員長その他これらに準ずる者で、予め自治庁長官に届け出たものの発行する証明書（以下「公認証明書」という。）を選挙長に提出しなければならない。

2 前項の規定により一の政党その他の政治団体の公認候補者となつた者は、同一の選挙において、同時に他の政党その他の政治団体の公認候補者となつてはならない。

3 政党その他の政治団体は、一の選挙区において、選挙すべき議員の数を超える数の候補者（候補者とならうとする者を含む。）に公認証明書を発行してはならない。但

し、当該政党その他の政治団体の公認候補者が死亡し、候補者たることを辞し、若しくは候補者たることを辞したものとみなされる場合又は当該政党その他の政治団体がその公認を取り消した場合において、これに代る候補者（候補者とならうとする者を含む。）にあらたに公認証明書を発行することを妨げない。

4 衆議院議員の選挙においては、政党その他の政治団体及び当該政党その他の政治団体に所属する者は、当該政党その他の政治団体が公認候補者を有する選挙区における当該公認候補者以外の候補者を推薦し、又は支持してはならない。

5 何人も、衆議院議員の選挙においては、一の政党その他の政治団体が公認候補者を有する選挙区における当該公認候補者以外の候補者で当該政党その他の政治団体に所属するものために、その者が公認候補者であると誤認させるような事項を公にし、又は当該政党その他の政治団体に所属する者である旨を公にして選挙運動をしてはならない。

第二百一条の四第一項中「七円」を「六円」に改める。

第二百一条の五第一項本文中「及びビラ（これに類する文書図画を含む。以下同じ。）の頒布」を「ビラ（これに類する文書図画を含む。以下同じ。）及び通常葉書の頒布、放送（日本放送協会及び一般放送事業者の放送設備による放送をいう。以下同じ。）に改め、「自動車」の下に「船舶及び拡声機」を加え、同項ただし

書中「二十五人」を「引き続いて五十人」に、「所属候補者」を「公認候補者」に改め、「政治活動につき」の下に「その選挙運動の期間中、」を加える。

第二百一条の五第一項第一号中「所属候補者の数に相当する回数」を「公認候補者の数に十を乗じて得た数に相当する回数及び外に全国を通じて五十回以内」に改め、同項第二号中「自動車の停止した車」の下に「又は同号の規定により使用する船舶の停止した船上」を加え、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車又は船舶の使用については、両者を通じて次の区分による数に相当する台数又は隻数以内

(一) 公認候補者が五十人以上百人未満の場合 三

(二) 公認候補者が百人以上二百人未満の場合 五

(三) 公認候補者が二百人以上三百人未満の場合 八

(四) 公認候補者が三百人以上四百人未満の場合 十

(五) 公認候補者が四百人以上の場合 十二

四 拡声機の使用については、前号の規定により使用する自動車一台又は船舶一隻につき、それぞれ一機 但し、政談演説会の会場においてその演説会の開催中、別に一機を使用することを妨げない。

五 ポスターの掲示については、一選挙区につき、タブロイド型

（長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル）以内のもので、当該選挙区における公認候補者の数に二千を乗じて得た数に相当する枚数以内

六 前号の規定によるポスターを除く外、政談演説会の開催中その会場において使用し、又は第三号の自動車若しくは船舶に取り付けて使用する縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル以内のポスターの類

七 ビラの頒布については、その開催する政談演説会の会場においてする頒布

八 通常葉書の頒布については、一選挙区につき、当該選挙区における公認候補者の数に五千を乗じて得た数に相当する枚数以内

九 放送については、次の区分による回数以内 但し、日本放送協会の放送設備を利用するものは、それぞれ当該回数の半数以内に限る。

(一) 公認候補者が五十人以上百人未満の場合 二回

(二) 公認候補者が百人以上二百人未満の場合 四回

(三) 公認候補者が二百人以上三百人未満の場合 六回

(四) 公認候補者が三百人以上四百人未満の場合 八回

(五) 公認候補者が四百人以上の場合 十回

第二百一条の五第二項中「所属候補者」を「その公認候補者」に改め、「当該政党その他の政治団体の所属

候補者として計算されることについて本人の同意書を添え、」を削る。

第二百一条の五第四項を次のように改める。

4 第二項の規定により確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の公認候補者が確認書の交付を受けた後において五十人に満たなくなつたときは、当該政党その他の政治団体は、直ちにその確認書を自治庁長官に返還しなければならない。

5 前項の規定によつて確認書を返還した政党その他の政治団体が再び第一項但書の規定の適用を受けることとなつた場合又は第二項の規定によつて確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の公認候補者の数に増減があつた場合における当該政党その他の政治団体に對する第一項各号の規定の適用については、政令で特別の定をすることができ。

第二百一条の六第一項中「及びビラ」を「ビラ及び通常葉書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令の定めるところにより、所属候補者の氏名を連記し、当該政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることについて本人の同意書を添え、自治庁長官に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3 自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府

県の選挙管理委員会に通知しなればならない。

4 第一項但書に規定する政党その他の政治団体の所属候補者の数の算定については、一の公職の候補者は、二以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることができない。

第二百一条の七第一項中「同項但書中「全国を通じて二十五人」とあるのは「を」同項但書中「全国を通じて引き続いて五十人」とあり、又は同条第四項中「五十人」とあるのは「に」、「自動車の台数」を「自動車の台数又は船舶の隻数及び同項第九号に規定する放送の回数」に、「所属候補者」を「公認候補者」に、「一台」を「それぞれ一台又は一隻及び日本放送協会の放送設備により一回」に改める。

第二百一条の八を次のように改める。

(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)
第二百一条の八 第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)第一項、第二項及び第四項の規定は、都道府県知事及び市長の選挙について、準用する。この場合において、同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「都道府県知事又は市長の選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて十人」とあるのは「一人」と、同項第一号及び第四号中「衆議院議員の一選挙区」とあるのは「市長の選挙について当該選挙

の行われる区域につき」と、第二項中「自治庁長官」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」とそれぞれ読み替えるものとし、第一項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者の数にかかわらず、一台とする。

第二百一条の十三を第二百一条の十四とし、第二百一条の十二第二号中「雑誌」の下に「並びに第二百一条の五第一項(総選挙における政治活動の規制)第五号から第八号までの規定によつて使用するもの及び第二百一条の十(衆議院議員の選挙における政治活動の態様)の規定によつて使用するもの」を加え、同条を第二百一条の十三とし、第二百一条の十一を第二百一条の十二とし、第二百一条の十の見出しを「参議院議員、都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の態様」に改め、同条第一項中「本章の規定による」を「第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)(第二百一条の七(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制)第二項及び第二百一条の八(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)において準用する場合を含む。以下本条中同じ。の規定による」に改め、同条第二項から第六項まで中「本章の規定による」を「第二百一条の六の規定による」に改め、同条を第二百一条の十一とし、第二百一条の九の次に次の一条を加える。

(衆議院議員の選挙における政治活動の態様)
第二百一条の十 第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)

第一項但書(第二百一条の七(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制)第一項において準用する場合を含む。以下本章中同じ。の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が当該政治活動のために使用することができる文書図画は、同条第一項第五号から第八号までに規定するものの外、左の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより使用する立札、ちようちん及び看板の類に限る。

一 第二百一条の五第一項第一号の規定による政談演説会に使用する場合、当該演説会場において演説会の開催に限ること。

二 第二百一条の五第一項第二号の規定による街頭政談演説に使用する場合、当該演説の場所において演説中に限ること。

三 第二百一条の五第一項第三号の規定による自動車又は船舶において使用する場合、当該自動車又は船舶に取り付けたものに限ること。

2 第四百四十三条(文書図画の掲示)第四項の規定は前項の規定による立札及び看板の類について、同条第五項の規定は前項の規定によるちようちんの類について、第四百四十七条(文書図画の撤去)第一項の規定は前項の規定による立札、ちようちん及び看板の類について、それぞれ準用する。この場合において、第四百四十七条第一項中「第四百四十三条(文書図画の掲示)、第四百四十四条(ポスターの数)若しくは

は第四百四十五条(ポスターの掲示箇所)の規定に違反して掲示したものがあつたと認めるとき又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するものがあるとき認めるときは「第二百一条の十(衆議院議員の選挙における政治活動の態様)第一項又は同条第二項において準用する第四百四十三条(文書図画の掲示)第四項若しくは第五項の規定に違反するものがある」と認めるときは」と読み替えるものとする。

3 第二百一条の五第一項第一号の規定による政談演説会は、第六十六号(特定の建物及び施設における演説の禁止)各号に掲げる建物又は施設(第六十一条第一項各号に掲げる建物を除く)においては、開催することができない。

4 第二百一条の五第一項第三号の規定による自動車及び船舶並びに同項第四号本文の規定による拡声機には、それぞれ自治庁長官の定めるところの表示をしなければならぬ。

5 第二百一条の五第一項第五号の規定によるポスターには、その掲示しようとする箇所の所在する都道府県の選挙管理委員会の検印を受けなければならない。都道府県の選挙管理委員会が検印をする場合においては、衆議院議員の選挙区ごとに区分してしなければならない。

示をしたものでなければならぬ。

7 第六十一条(公営施設使用の個人演説会)、第六十三条(個人演説会開催の申出)、第六十四条の二(個人演説会の制限)第三項及び第五項の規定は第二百一条の五第一項第一号の規定による政談演説会について、第四百四十四条(文書図画の掲示)及び第四百四十五条(文書図画の撤去)の規定は第二百一条の五第一項第五号の規定によるポスターについて、第四百四十七条第一項の規定は第二百一条の五第一項第六号の規定によるポスターの類について、第五百五十条(政見放送)第二項及び第三項並びに第五百五十一条の二(政見放送及び経歴放送を中止する場合)の規定は第二百一条の五第一項第九号の規定による放送について、それぞれ準用する。この場合において、第四百四十五条第一項中「第四百四十三条(文書図画の掲示)第一項第五号」とあるのは「第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第一項第五号」と、同条第二項中「第四百四十三条第一項第五号」とあるのは「第二百一条の五」と、第四百四十七条第一項中「第四百四十三条(文書図画の掲示)、第四百四十四条(ポスターの数)若しくは第四百四十五条(ポスターの掲示箇所)の規定に違反して掲示したものがあつたと認めるとき又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するものが

あると認めるときは」とあるのは、第二百一条の五第一項第五号のポスターについては「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第五号の制限に違反するものがあると認めるとき又は第二百一条の十第七項において準用する第四百四十四条第四項（ポスターの掲示責任者の氏名等の記載）若しくは第四百四十五条（ポスターの掲示箇所）の規定に違反して掲示したものがあると認めるときは」と、第二百一条の五第一項第六号のポスターの類については「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第六号の規定に違反するものがあると認めるときは」と、第四百四十七条第二項中「第四百四十三条第一項第五号のポスター」とあるのは「第二百一条の五第一項第五号のポスター」と、第五百五十五条第三項中「前二項の放送の回数、日時」とあるのは「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第九号の規定による放送の日時」と、第五百五十一條の二第一項中「第百条第一項（無投票選挙）の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは」とあるのは「衆議院議員の再選挙又は補欠選挙において第百条第一項（無投票選挙）の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは」と、第百六十四条の二第三項中「第一項の規定による回数」とあるのは「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第一号の規定による回数」と読み替へるものとする。

8 政党その他の政治団体が第二百一条の五第一項各号の規定による政治活動を行う場合においては、第十三章に定める選挙運動の制限に関する規定にかかわらず、当該政治活動が当該政党その他の政治団体の公認候補者のための選挙運動となることを妨げない。第一項の規定による文書図画を使用して政治活動を行う場合及び第二百一条の十三但書（選挙行為）の規定による連呼行為を行う場合も、また、同様とする。

第二百十條から第二百十二條までを次のように改める。

第二百十條から第二百十二條までを削除

第二百十七條中「第二百八條（当選の効力に関する訴訟）又は第二百十一條（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合）」を「又は第二百八條（当選の効力に関する訴訟）」に改める。

第二百二十條第二項を削り、同条第三項中「前二項を」を「前項に」改め、同項を同条第二項とする。

第二百三十五條の二第二号中「第二百一十條の十三」を「第二百一十條の十四」に改める。

第二百四十四條に次の一号を加える。

九 第二百一十條の三（衆議院議員の選挙における公認候補者）第五項の規定に違反して選挙運動をした者

第二百五十一條の二の次に次の一条を加える。

（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）

第二百五十一條の三 検察官は、第二百一十條（買収及び利害誘導罪）、第二百一十二條（多数買収及び多数利害誘導罪）、第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百二十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）又は第二百四十七條（選挙費用の法定額違反）の罪にあたる事件の被告人が選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者であるため、前条の規定により当選人の当選を無効と認めるときは、公訴に附帯し、当選人を被告として訴訟を提起しなければならない。

2 前項の訴訟の手續については、別に法律で定める。

第二百五十二條の二第一項中「及び第二百一十條の八（都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制）」を加え、「第二百一十條の十一（政談演説会等の制限）又は第二百一十條の十二（衆議院議員の選挙における政治活動の態様）第一項、同条第二項において準用する第四百四十三條第四項若しくは第五項（文書図画の規格）、第二百一十條の十二（政談演説会等の制限）又は第二百一十條の十三」に改める。

第二百五十二條の二第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第二百一十條の十第二項において準用する第四百四十七條（文書図画の撤去）第一項の規定による撤去の処分に従わなかつたとき。

二 第二百一十條の十第三項の規定又は同条第七項において準用する第四百六十四條の二第五項（個人演説会の回数の確認）の規定に違反して政談演説会を開催したとき。

三 第二百一十條の十第四項の規定に違反して自動車、船舶又は拡声機を表示をしなかつたとき。

四 第二百一十條の十第五項の規定又は同条第七項において準用する第四百四十四條第四項（ポスターの掲示責任者の氏名等の記載）若しくは第四百四十五條（ポスターの掲示箇所）の規定に違反して第二百一十條の五第一項第五号のポスター又は第六号に規定するポスターの類を掲示したとき。

五 第二百一十條の十第七項において準用する第四百四十七條の規定による撤去の処分に従わなかつたとき。

六 第二百一十條の十一（衆議院議員、都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の態様）第一項但書又は第二項の規定に違反して演説をしたとき。

七 第二百一十條の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

八 第二百一十條の十一第四項若しくは第五項の規定又は同条第六

項において準用する第四百四十五條の規定に違反してポスターを掲示したとき。

第二百五十四條中、選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者が第二百一十條（買収及び利害誘導罪）、第二百一十二條（多数買収及び多数利害誘導罪）、第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百二十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）若しくは第二百四十四條の二（おとり罪）の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七條（選挙費用の法定額違反）の罪を犯し刑に処せられたときを削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第二百五十一條の三第一項（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）の規定による訴訟について当選を無効とする判決がその効力を生じた場合に準用する。

第二百六十三條に次の一号を加える。

十三 第二百一十條の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第九号（第二百一十條の七第一項（衆議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制）において準用する場合を含む。）の規定による放送（一般放送事業者の放送設備による放送を除く。）に要する費用

第二百七十條の二中「中央選挙管理会」を「自治庁長官、中央選挙管理会」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一	北海 道	第一 区	札 幌 市	元町支所管内	第一 区	山 越 郡	第九 区	室 蘭 市	胆振支所管内	第一 区	空 知 郡	第十五 区	留 萌 市	留萌支所管内	第一 区	当 麻 村	網走支所管内
			北光区出張所管内	第一 区		渡川町	江部乙町	音江村	留萌市	第一 区	愛別村	第十九 区	帯 広 市	十勝支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			幌別区出張所管内	第一 区		幌別郡	白老郡	第十 区	苫小牧市	第一 区	上川町	美瑛町	比布村	剣淵村	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			鉄東区出張所管内	第一 区		胆振支所管内	胆振支所管内	第十一 区	日高支所管内	第一 区	利尻郡	利尻郡	天塩郡	天塩郡	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			鉄西区出張所管内	第一 区		勇 払 郡	勇 払 郡	第十二 区	夕張市	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			東北区出張所管内	第一 区		夕張市	夕張市	第十三 区	夕張市	第一 区	中川郡	中川郡	中川郡	中川郡	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			中央区出張所管内	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第十四 区	空知支所管内	第一 区	宗谷支所管内	宗谷支所管内	宗谷支所管内	宗谷支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			白石町出張所管内	第一 区		美 唄 市	美 唄 市	第十五 区	美 唄 市	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			菊水町出張所管内	第一 区		岩見沢市	岩見沢市	第十六 区	岩見沢市	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			厚別町出張所管内	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第十七 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			豊平区出張所管内	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第十八 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			第一区に属しない区域	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第十九 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			江 別 市	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			石狩支所管内	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十一 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			第四 区	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十二 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			小樽 市	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十三 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			第五 区	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十四 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			後志支所管内	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十五 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			第六 区	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十六 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			檜山支所管内	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十七 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			渡島支所管内	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十八 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			松前 郡	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第二十九 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			上 磯 郡	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第三十 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	第一 区	網走支所管内	網走支所管内
			第七 区	第一 区		空知支所管内	空知支所管内	第三十一 区	空知支所管内	第一 区	上川支所管内	上川支所管内	上川支所管内	上川支			

[illegible]

東置賜郡 川西町 第三区 長井市 西置賜郡 東置賜郡 高島町 赤湯町 和郷村 宮内町 第四区 上山市 東村山郡 南村山郡 北村山郡 東根町 第五区 村山市 寒河江市 西村山郡 第六区 新庄市 最上郡 北村山郡 大石田町 尾花沢町 第七区 酒田市 鮎川郡 東田川郡 立川町 余目町 第八区 鶴岡市 西田川郡 東田川郡 朝日村 櫛引村 羽黒町	一人	三川村 藤島町 福島県 第一区 福島市 信夫郡 第二区 伊達郡 第三区 郡山市 安達郡 二本松町 安達村 大玉村 本宮町 岩根村 第四区 田村郡 安達郡 白沢村 岩代町 東和村 第五区 相馬市 相馬町 相馬郡 双葉郡 大熊町 標葉町 浪江町 大堀村 新野村 津島村 葛尾村 第六区 平城郡 石城郡 好間村	一人	小川町 三和村 四倉町 川前村 双葉郡 久ノ浜町 大久村 大野町 木戸村 竜田村 富岡町 川内村 第七区 勿来市 常磐市 磐城市 内郷市 石城郡 遠野町 田人村 第八区 白河市 東白川郡 西白河郡 須賀川市 石川郡 岩瀬郡 第十区 南会津郡 大沼郡 河沼郡 柳津町 第十一区 会津若松市 北会津郡 河沼郡 会津坂下町 渡川村	一人	勝常村 日橋村 堂島村 高郷村 第十二区 喜多方市 耶麻郡 茨城県 第一区 水戸市 東茨城郡 常陸村 石崎村 赤塚村 茨城町 飯富村 大洗町 第二区 日立市 高萩市 常陸太田市 多賀郡 久慈郡 第三区 那珂浜市 勝田市 那珂郡 第四区 西茨城郡 東茨城郡 小川町 竹原村 堅倉村 内原村 常北町 桂村 御前山村 第五区 鹿島郡	一人	行方郡 第六区 竜ヶ崎市 稲敷郡 北相馬郡 取手町 藤代町 利根町 第七区 土浦市 筑波郡 第八区 石岡市 新治郡 第九区 下館市 下妻市 真壁郡 第十区 結城市 水海道市 結城郡 北相馬郡 菅生村 内守谷村 守谷町 第十一区 古河市 猿島郡 栃木県 第一区 宇都宮市 宇都宮市役所釜川支所管内 宇都宮市役所城山支所管内 宇都宮市役所国本支所管内 宇都宮市役所篠井支所管内 宇都宮市役所富屋支所管内 宇都宮市役所中央出張所管内 宇都宮市役所戸祭出張所管内	一人
---	----	---	----	---	----	---	----	---	----

宇都宮市役所西出張所管内	宇都宮市役所歌の橋出張所管内	宇都宮市役所宝太出張所管内	宇都宮市役所陽南出張所管内	宇都宮市役所城東出張所管内	宇都宮市役所以外の区域	宇都宮市役所の橋出張所管内	上河原町、小袋町、押切町	宇都宮市	第一区に属しない区域	河内郡	第三区	日光市	今市市	鹿沼市	上都賀郡	第四区	足利市	足利郡	第五区	佐野市	安蘇郡	第六区	栃木市	下都賀郡	瑞穂村	水代村	藤岡町	岩舟村	小野寺村	富山村	静和村	都賀村	第七区	小山市	下都賀郡	国府村	壬生町
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

石橋町	国分寺町	桑村	絹村	間々田町	野木村	寒川村	美田村	第八区	真岡市	芳賀郡	第九区	塩谷郡	第十区	大田原市	那須郡	群馬県	第一区	前橋市	第二区	高崎市	群馬郡	倉賀野町	岩鼻村	大類村	滝川村	京ヶ島村	第三区	藤岡市	富岡市	多野郡	甘楽郡	第四区	碓氷郡	群馬郡	榛名町	倉淵村	笑郷町	相馬村
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

上郊村	群馬町	北群馬郡	桃井村	吉岡村	第五区	渋川市	吾妻郡	北群馬郡	伊香保町	長尾村	白郷井村	小野上村	第六区	沼田市	利根郡	勢多郡	北橋村	横野村	敷島村	富士見村	木瀬村	荒砥村	大胡町	宮城村	粕川村	第七区	伊勢崎市	佐波郡	第八区	桐生市	勢多郡	新里村	黒保根村	東村	山田郡	大岡々町	第九区	太田市
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

館林市	新田郡	邑楽郡	山田郡	毛里田村	矢場川村	休泊村	埼玉県	第一区	浦和市	北足立郡	美笹村	戸田町	足立町	新座町	朝霞町	大和町	水谷村	第二区	川口市	北足立郡	蕨町	安行村	戸塚村	大門村	野田村	鳩ヶ谷町	第三区	春日部市	北葛飾郡	松伏領村	吉川町	彦成村	早稲田村	東和村	庄和村	南埼玉郡	八条村	八幡村
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

潮止村	越谷町	北足立郡	草加町	第四区	岩槻市	南埼玉郡	宮代町	久喜町	蓮田町	白岡町	富浦町	北葛飾郡	栗橋町	静田村	豊田村	鷲宮町	幸手町	杉戸町	第五区	行田市	加須市	羽生市	北埼玉郡	第六区	大宮市	鴻巣市	北足立郡	手野町	上尾町	伊奈村	桶川町	北本宿村	吹上町	第七区	川越市	狭山市	入間郡	
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

[illegible]

丁目、戸塚町二丁目、戸塚町三丁目、戸塚町四丁目、諏訪町、上落合二丁目、上落合三丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、下落合五丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、西落合四丁目、西落合五丁目、柏木二丁目、柏木三丁目、柏木四丁目、柏木五丁目、十二社、淀橋 第八区 一人 新宿区 第七区に属しない区域 第九区 二人 品川区 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 第十区 一人 大田区 大田区役所大森東出張所管内 大田区役所大森西出張所管内 大田区役所入新井出張所管内 大田区役所馬込出張所管内 大田区役所池上出張所管内 大田区役所新井出張所管内 第十一区 一人 大田区 大田区役所蒲田支所管内 第十二区 一人 大田区 第十区及び第十一区に属しない区域 第十三区 一人 目黒区 第十四区 一人 渋谷区 第十五区 一人	世田谷区 東京都世田谷区役所第一出張所管内 東京都世田谷区役所第二出張所管内 東京都世田谷区役所第三出張所管内 東京都世田谷区役所第七出張所管内 東京都世田谷区役所第九出張所管内 東京都世田谷区役所第十二出張所管内 東京都世田谷区役所第十三出張所管内 東京都世田谷区役所第十四出張所管内 第十六区 一人 世田谷区 東京都世田谷区役所第四出張所管内 東京都世田谷区役所第五出張所管内 東京都世田谷区役所第六出張所管内 東京都世田谷区役所第八出張所管内 東京都世田谷区役所第十出張所管内 東京都世田谷区役所第十一出張所管内 第十七区 一人 世田谷区 第十五区及び第十六区に属しない区域 第十八区 一人 杉並区 杉並区役所天沼出張所管内 杉並区役所荻窪出張所管内	杉並区役所上荻窪出張所管内 杉並区役所清瀬中出張所管内 杉並区役所下井草出張所管内 杉並区役所上井草出張所管内 杉並区役所大宮前出張所管内 杉並区役所上高井戸出張所管内 杉並区役所下高永福出張所管内 第十九区 一人 杉並区 第十八区に属しない区域 第二十区 一人 中野区 中野区役所南中野出張所管内 中野区役所宮園出張所管内 中野区役所銅鑼出張所管内 中野区役所桃園出張所管内 中野区役所上高田出張所管内 中野区役所新井沼袋出張所管内 中野区役所野方出張所管内 中野区役所大和町出張所管内 第二十一区 一人 練馬区 第二十二区に属しない区域 第二十二区 一人 板橋区 本庁管内 常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、上板橋町二丁目、上板橋町三丁目、上板橋町四丁目、上板橋町五丁目、上板橋町六丁目、上板橋町七丁目、志村清水町、志村本蓮沼町、志村前野町、志村町	一丁目、志村町二丁目、志村町三丁目、志村町四丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、志村中台町、志村西台町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、長後一丁目、長後二丁目、志村蓮根町、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目 第二十三区 一人 板橋区 第二十二区に属しない区域 第二十四区 一人 豊島区 東京都豊島区役所第三出張所管内 東京都豊島区役所第五出張所管内 東京都豊島区役所第六出張所管内 東京都豊島区役所第七出張所管内 東京都豊島区役所第八出張所管内 東京都豊島区役所第九出張所管内 第二十五区 一人 豊島区 第二十四区に属しない区域 第二十六区 一人 北区 東京都北区役所第一特別出張所管内 東京都北区役所第二出張所管内 北区役所滝野川支所管内 北区役所第二出張所管内 第二十七区 一人 北区 第二十六区に属しない区域	第二十八区 一人 荒川区 第二十九区 一人 足立区 足立区役所第六出張所管内 足立区役所第七出張所管内 足立区役所第八出張所管内 足立区役所第九出張所管内 足立区役所第十出張所管内 足立区役所第十一出張所管内 足立区役所第十四出張所管内 足立区役所第十五出張所管内 足立区役所第十六出張所管内 足立区役所第十七出張所管内 第三十区 一人 足立区 第二十九区に属しない区域 第三十一区 一人 葛飾区 本庁管内 上平井町、上小松町、下小松町、平井中町、高砂町、諏訪町、奥戸本町、奥戸新町、鎌倉町、細田町 第三十二区 一人 葛飾区 第三十一区に属しない区域 第三十三区 一人 墨田区 墨田区役所向島支所管内 第三十四区 一人 墨田区 第三十三区に属しない区域 江東区 江東区役所城東支所亀戸出張所管内 第三十五区 一人
--	---	--	--	---

[illegible]

田上村	第十一区	一人
下田村	小千谷市	一人
福島村	十日町市	一人
大面村	中魚沼郡	一人
第八区	柏崎市	一人
見附市	刈羽郡	一人
新尾市	第十三区	一人
南蒲原郡	新井市	一人
今町	東頸城郡	一人
中之島村	中頸城郡	一人
三島郡	第十四区	一人
三島町	高田市	一人
与板町	直江津市	一人
大河津村	糸魚川市	一人
和島村	西頸城郡	一人
西越村	第十五区	一人
出雲崎町	阿津市	一人
寺泊町	佐渡郡	一人
古志郡	富山県	一人
中野保村	第一区	一人
半藏金村	富山市	一人
第九区	第二区	一人
長岡市	魚津市	一人
三島郡	黒部市	一人
片貝町	下新川郡	一人
越路町	第三区	一人
宮本村	滑川市	一人
大積村	中新川郡	一人
関原町	上新川郡	一人
日吉村	第四区	一人
古志郡	新湊市	一人
種原村	射水郡	一人
太田村	婦負郡	一人
竹沢村	第五区	一人
東竹沢村	高岡市	一人
第十区	氷見市	一人
北魚沼郡	第六区	一人
南魚沼郡	礪波市	一人
東礪波郡	第一区	一人
西礪波郡	石川県	一人
第一区	金沢市	一人
輪坂新道、広坂通、山田屋小路一番丁、山田屋小路二番丁、十三間町中丁、上柿木島、里見町、油車、池田町立丁、池田町一番丁、池田町二番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、堅町、新堅町一丁目、新堅町二丁目、新堅町三丁目、茨木町、中本多町一番丁、中本多町二番丁、中本多町三番丁、中本多町四番丁、下本多町一番丁、下本多町二番丁、下本多町三番丁、下本多町四番丁、下本多町五番丁、下本多町六番丁、中本多町欠下丁、中本多町短丁、枝町、杉浦町、水溜町、鱒町、中川除町、百姓町、川岸町、早道町、下欠原町、片町、河原町、大工町、下柿木島、石浦町、仙石町、長町川岸、上伝馬町、下伝馬町、横伝馬町、裏伝馬町、古寺町、裏古寺町、太倉町、南長門町、北長門町、長町一番丁、長町二番丁、長町三番丁、堀川町、宝船路町、犀川下川除町、大蔵小路、高岡町上蔵ノ内、茶木町、大手町、梅本町、梅本町東横町、梅本町西横町、上胡桃町、下胡桃町、賢坂辻通、味噌蔵町上中丁、味噌蔵町下中丁、味噌蔵町片原町、味噌蔵町東丁、殿町、中町、上今町、下今町、尾張町、九人橋下通、小將町一番丁、小將町二番丁、小將町三番丁、小將町中丁、味噌蔵町間ノ町、成瀬町、材木町一丁目、材木町二丁目、八坂、太倉町、品川町、板前町、上新町、下新町、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、天神町四丁目、尻垂坂通一丁目、尻垂坂通二丁目、尻垂坂通三丁目、小尻谷町、出羽一番丁、九枚町、田町、田町新道、柿木町、森町一番丁、森町二番丁、森町三番丁、裏御小人町、御小人町、上松原町、下松原町、上堤町、下堤町、青草町、袋町、石屋小路、柴町、南町、松ヶ枝町、高岡町、高岡町中蔵ノ内、高岡町下蔵ノ内、安江町、裏安江町一番丁、裏安江町二番丁、桶町、十間町、西町蔵ノ内通、西町一番丁、西町二番丁、西町三番丁、西町四番丁、上近江町、下近江町、博勞町、穴水町一番丁、穴水町二番丁、長土堀通、長土堀一番丁、長土堀二番丁、長土堀三番丁、長町四番丁、長町五番丁、長町六番丁、長町七番丁、長町八番丁、竹田町、古藤内町、三社七曲、三社弓ノ町、梅鉢清水、葛町、三社五十人町一番丁、三社五十人町二番丁、三社五十人町三番丁、高儀町、下高儀町、谷町、福富町、藤田町、西馬場町、新川除町、西御影町、富本町、元車町、大豆田町、大和町、穴水町三番丁、穴水町四番丁、宗叔町二番丁、大豆田新町、向中町、宗叔町三番丁、宗叔町四番丁、宗叔町五番丁、玉川町、長土堀四番丁、長土堀五番丁、長土堀六番丁、勝尾町、三社宮ノ前、三社宮ノ後、三社垣根町、三橋、柳町、三社川岸、三社町、古道一番丁、白銀町、芳齊町、七宝町、新道、玉井町、英町、六枚町、島田町、弓ノ町、田丸町、穴水町五番丁、三社山田町、古道二番丁、古道、元菊町、木揚場町、長田弓ノ町一番丁、長田弓ノ町二番丁、長田弓ノ町三番丁、長田本町、長田町、醒ヶ井町、広岡町、南広岡町、深川町、日吉町、折邊町、中橋町、大隅町、堀川角場町、中堀川町、東堀川町、西堀川町、洲上町、鍛冶町、鍛冶片原町、荒町一丁目、荒町二丁目、荒町三丁目、木新保一番丁、木新保二番丁、木新保三番丁、木新保四番丁、木新保五番丁、木新保六番丁、木新保七番丁、南安江町、此花町、横安江町、母衣町、彦三一番丁、彦三二番丁、彦三三番丁、彦三四番丁、彦三五番丁、彦三六番丁、彦三七番丁、彦三八番丁、五宝町、岩根町、塩屋町、巴町、笠市町、吉御指町、堀川間ノ町、象限町、瓢箪町、浅野町、下浅野町、上中島町、浅野本町、梅沢町、浅野新町、水車町、下中島町、京町、乙丸町、高柳町、田中町、金屋町、裏金屋町、立川町、上牧町、中牧町、下牧町、鳴和町、御仲間町、平折町、元町、森山町一番丁、森山町二番丁、森山町三番丁、森山町四番丁、森山町五番丁、大衆免中通、井波町、大衆免片原町、大衆免七		

曲、大衆免龜淵町、大衆免堅町、大衆免横町、高道町、高道新町、山ノ上町一丁目、山ノ上町二丁目、山ノ上町三丁目、山ノ上町四丁目、山ノ上町五丁目、山下町、上小川町、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、春日町四丁目、春日町五丁目、上田町、上大樋町、下大樋町、同心町、春日中丁、馬場一番丁、馬場二番丁、馬場三番丁、馬場四番丁、馬場五番丁、馬場六番丁、森下町、東馬場町、小橋町、木町一番丁、木町二番丁、木町三番丁、木町四番丁、木町五丁目、八幡町、卯辰高町、卯辰町、卯辰下町、愛宕一番丁、愛宕二番丁、愛宕三番丁、愛宕四番丁、下小川町、鷺町、子來町、浅野川上川除町、越中町、又五郎町、兒玉小路、材木町三丁目、材木町四丁目、材木町五丁目、材木町六丁目、材木町七丁目、玄蕃町一番丁、玄蕃町二番丁、銀杏町、吹屋町、川端町、火除町、馬場崎町、桜町一番丁、桜町二番丁、桜町三番丁、桜町四番丁、桜町五番丁、桜町六番丁、並木町、並木下町、觀音町一丁目、觀音町二丁目、觀音町三丁目、玄蕃町三丁目、備中町、横山町一番丁、横山町二番丁、横山町三番丁、横山町四番丁、常盤町、末広町、御歩町一番丁、御歩町二番丁、御歩町三番丁、御歩町四番丁、御歩町五番丁、東御影町、豊国町、三十人町、東長江町、夕日寺町、伝燈寺町、牧町、小

二又町、釣部町、神宮寺町、小坂町、御所町、三池町、神谷内町、福久町、法光寺町、柳橋町、百坂町、荒屋町、金市町、横枕町、疋田町、宮保町、千木町、千田町、今昭町、三浦町、三ッ口町、三ッ屋町、諸江町、割出町、北安江町、七ッ屋町、磯部町、松寺町、北寺町、沖町、大浦町、東蚊爪町、木越町、大河端町、須崎町、蚊爪町、北間町、戸水町、南新保町、御供田町、直江町、近岡町、大友町、栗崎町、五郎島町、大野町一丁目、大野町二丁目、大野町三丁目、大野町四丁目、大野町五丁目、大野町六丁目、大野町七丁目、金石冬瓜町、金石上本町、金石海禪寺町、金石長田町、金石今町、金石新町、金石重胆寺町、金石達磨町、金石本町、金石横町、金石味増屋町、金石下本町、金石上寺町、金石下寺町、金石通町、金石港町、金石上浜町、金石松前町、金石浜町、金石御塩蔵町、金石新瀧町、金石下新浜町、金石上越前町、金石下越前町、金石御船町、金石鉄砲町、金石松原町、金石相生町、金石古河町、金石上新浜町、普正寺町、藤江町、畝田町、無量寺町、寺中町、觀音堂町、松村町、桂町、西念町、榮師堂町、二口町、若宮町、出雲町、桜田町、示野中町、示野町、大豆田本町、北町、二宮町、二ッ屋町、六丁町

第一区に属しない区域
石川郡 一人
第三区
小松市 一人
江沼郡
能美郡
第四区
河北郡 一人
羽咋郡 二人
第五区
七尾市 一人
珠洲市
輪島市
鹿島郡
鳳至郡
珠洲郡
福井県
第一区
福井市 一人
坂井郡
吉田郡
河合村
森田町
第二区
大野市 一人
勝山市
大野郡
足羽郡
吉田郡
岡保村
東藤島村
松岡町
志比村
上志比村
第三区
武生市 一人
鯖江市
今立郡
南条郡

丹生郡 一人
第四区
敦賀市
小浜市
三方郡
遠敷郡
大飯郡
山梨県
第一区
甲府市 一人
第二区
塩山市 一人
山梨市
東山梨郡
東八代郡
第三区
大月市 一人
富士吉田市
都留市
北都留郡
南都留郡
第四区
西八代郡 一人
南巨摩郡
中巨摩郡
豊村
櫛形町
若草村
甲西町
第五区
富士市 一人
北巨摩郡
中巨摩郡
竜王村
竜王町
敦島町
玉橋村
御影村
田之岡村
源村

白根町
芦安村
玉穂村
昭和村
田富村
長野県
第一区
長野市 二人
須坂市
上水内郡
上高井郡
第二区
飯山市 一人
中野市
下水内郡
下高井郡
第三区
更級郡 一人
埴科郡
第四区
上田市 一人
小諸市
小県郡
第五区
北佐久郡 一人
南佐久郡
第六区
諏訪市 一人
諏訪郡
第七区
岡谷市 一人
伊那市
上伊那郡
辰野町
箕輪町
小野村
川島村
南箕輪村
藤沢村

長藤村	浪合村	厚見支所管内	第八区	一人
胸ヶ根市	平谷村	日野支所管内	一人	
上伊那郡	根羽村	長森北支所管内	一人	
高遠町	下条村	長森南支所管内	一人	
飯島町	富草村	岩支所管内	一人	
西春近村	大下条村	第二区	一人	
七久保村	和合村	第一区に属しない区域		
上片桐村	荒太村	第三区	一人	
片桐村	且開村	本巣郡	一人	
南河内村	神原村	揖斐郡	一人	
河南村	平岡村	安八郡	一人	
美和村	泰阜村	第四区	一人	
伊那里村	千代村	第五区	一人	
三義村	龍江村	羽島市	一人	
下伊那郡	下久堅村	羽島郡	一人	
大島村	上久堅村	稲葉郡	一人	
山吹村	上村	海津郡	一人	
南田村	木沢村	第六区	一人	
座光寺村	遠山村	美濃加茂市	一人	
上郷村	松本市	多治見市	一人	
喬木村	第十一区	土岐市	一人	
豊丘村	東筑摩郡	可児郡	一人	
生田村	西筑摩郡	土岐郡	一人	
大鹿村	第十二区	加茂郡	一人	
第九区	大町市	坂祝村	一人	
飯田市	北安曇郡	富加村	一人	
下伊那郡	南安曇郡	第七区	一人	
下伊那郡	岐阜郡	中津川市	一人	
松尾町	第一区	恵那市	一人	
龍丘村	岐阜市	瑞浪市	一人	
川路村	本庁管内	恵那郡	一人	
三穂村	本荘支所管内			
伊賀良村	鏡島支所管内			
山本村	市橋支所管内			
清内路村	三里支所管内			
会地村	鶴支所管内			
伍和村	加納支所管内			
智里村	茜部支所管内			

目、宮前町、小鹿、有東池田、聖一色、古庄、栗原、国吉田、瀨名、瀨名川、北沼上、長尾、平山、松富上組、号二右衛門新田、福田ヶ谷、下、牛妻、門屋、郷島、野田平、俵峰、油島、俵沢	第一區に属しない区域	第一區	一人
静岡市	第一區に属しない区域	第一區	一人
安倍郡	第三區	第三區	一人
清水市	第四區	第四區	一人
庵原郡	第五區	第五區	一人
富士宮市	第六區	第六區	一人
吉原市	第七區	第七區	一人
富士市	第八區	第八區	一人
富士郡	第九區	第九區	一人
三島市	第十區	第十區	一人
御殿場市	第十一區	第十一區	一人
田方郡	第十二區	第十二區	一人
伊豆長岡町	第十三區	第十三區	一人
修善寺町	第十四區	第十四區	一人
戸田村	第十五區	第十五區	一人
土肥町	第十六區	第十六區	一人
西豆村	第十七區	第十七區	一人
函南村	第十八區	第十八區	一人
菰山村	第十九區	第十九區	一人
大仁町	第二十區	第二十區	一人
北狩野村	第二十一區	第二十一區	一人
下狩野村	第二十二區	第二十二區	一人
中狩野村	第二十三區	第二十三區	一人
上狩野村	第二十四區	第二十四區	一人
下大見村	第二十五區	第二十五區	一人
中大見村	第二十六區	第二十六區	一人
上大見村	第二十七區	第二十七區	一人
駿東郡	第二十八區	第二十八區	一人
裾野町	第二十九區	第二十九區	一人
深良村	第三十區	第三十區	一人
須走村	第三十一區	第三十一區	一人
北郷村	第三十二區	第三十二區	一人
小山町	第三十三區	第三十三區	一人
沼津市	第三十四區	第三十四區	一人
駿東郡	第三十五區	第三十五區	一人
原町	第三十六區	第三十六區	一人
清水村	第三十七區	第三十七區	一人
長泉村	第三十八區	第三十八區	一人
須山村	第三十九區	第三十九區	一人
富岡村	第四十區	第四十區	一人
熱海市	第四十一區	第四十一區	一人
伊東市	第四十二區	第四十二區	一人
豊茂郡	第四十三區	第四十三區	一人
田友郡	第四十四區	第四十四區	一人
網代町	第四十五區	第四十五區	一人
焼津市	第四十六區	第四十六區	一人
藤枝市	第四十七區	第四十七區	一人
志太郡	第四十八區	第四十八區	一人
広幡村	第四十九區	第四十九區	一人
岡部町	第五十區	第五十區	一人
大井川町	第五十一區	第五十一區	一人
島田市	第五十二區	第五十二區	一人
榛原郡	第五十三區	第五十三區	一人
志太郡	第五十四區	第五十四區	一人
東山根村	第五十五區	第五十五區	一人
徳山村	第五十六區	第五十六區	一人
掛川市	第五十七區	第五十七區	一人
小笠郡	第五十八區	第五十八區	一人
周智郡	第五十九區	第五十九區	一人
磐田郡	第六十區	第六十區	一人
浅羽村	第六十一區	第六十一區	一人
袋井町	第六十二區	第六十二區	一人
竜川村	第六十三區	第六十三區	一人
竜山町	第六十四區	第六十四區	一人
浦川町	第六十五區	第六十五區	一人
佐久間村	第六十六區	第六十六區	一人
山香村	第六十七區	第六十七區	一人
城西村	第六十八區	第六十八區	一人
水窪町	第六十九區	第六十九區	一人
磐田市	第七十區	第七十區	一人
磐田郡	第七十一區	第七十一區	一人
田原村	第七十二區	第七十二區	一人
福田町	第七十三區	第七十三區	一人
岩保村	第七十四區	第七十四區	一人
竜洋町	第七十五區	第七十五區	一人
豊岡村	第七十六區	第七十六區	一人
豊岡村	第七十七區	第七十七區	一人
二俣町	第七十八區	第七十八區	一人
光明村	第七十九區	第七十九區	一人
上阿多古村	第八十區	第八十區	一人
下阿多古村	第八十一區	第八十一區	一人
熊村	第八十二區	第八十二區	一人
浜名郡	第八十三區	第八十三區	一人
浜名町	第八十四區	第八十四區	一人
北浜村	第八十五區	第八十五區	一人
赤佐村	第八十六區	第八十六區	一人
中瀬村	第八十七區	第八十七區	一人
龍志村	第八十八區	第八十八區	一人
引佐郡	第八十九區	第八十九區	一人
鹿玉村	第九十區	第九十區	一人
濱松市	第九十一區	第九十一區	一人
本庁管内	第九十二區	第九十二區	一人
新津支所管内	第九十三區	第九十三區	一人
白脇支所管内	第九十四區	第九十四區	一人
五島支所管内	第九十五區	第九十五區	一人
芳州支所管内	第九十六區	第九十六區	一人
河輪支所管内	第九十七區	第九十七區	一人
曳馬支所管内	第九十八區	第九十八區	一人
蒲支所管内	第九十九區	第九十九區	一人
笠井支所管内	第一百區	第一百區	一人
長上支所管内	第一百零一區	第一百零一區	一人
和田支所管内	第一百零二區	第一百零二區	一人
中ノ町支所管内	第一百零三區	第一百零三區	一人
飯田支所管内	第一百零四區	第一百零四區	一人
濱松市	第一百零五區	第一百零五區	一人
第十三區に属しない区域	第一百零六區	第一百零六區	一人
可美村	第一百零七區	第一百零七區	一人
篠原村	第一百零八區	第一百零八區	一人
舞阪町	第一百零九區	第一百零九區	一人
新居町	第一百一十區	第一百一十區	一人
湖西市	第一百一十一區	第一百一十一區	一人
庄内村	第一百一十二區	第一百一十二區	一人
和地村	第一百一十三區	第一百一十三區	一人
伊佐見村	第一百一十四區	第一百一十四區	一人
雄踏町	第一百一十五區	第一百一十五區	一人
入野村	第一百一十六區	第一百一十六區	一人
引佐郡	第一百一十七區	第一百一十七區	一人
細江町	第一百一十八區	第一百一十八區	一人
引佐町	第一百一十九區	第一百一十九區	一人
三ヶ日町	第一百二十區	第一百二十區	一人
愛知県	第一百二十一區	第一百二十一區	一人
第一區	第一百二十二區	第一百二十二區	一人
東區	第一百二十三區	第一百二十三區	一人
中區	第一百二十四區	第一百二十四區	一人
第二區	第一百二十五區	第一百二十五區	一人
北區	第一百二十六區	第一百二十六區	一人
西區	第一百二十七區	第一百二十七區	二人
瑞穂區	第一百二十八區	第一百二十八區	二人
熱田區	第一百二十九區	第一百二十九區	二人
港區	第一百三十區	第一百三十區	二人
昭和區	第一百三十一區	第一百三十一區	二人
準人町、花見通二丁目、花見通三丁目、上山町二丁目、上山町三丁目、上山町三丁目、上山町四丁目、高峯町、滝川町、檀溪	第一百三十二區	第一百三十二區	三人
通三丁目、檀溪通四丁目、檀溪通五丁目、南山町、山中町二丁目、山里町、山手通二丁目、山手通三丁目、山手通四丁目、八事本町、妙見町、沙見町、広路町字石坂、広路町字北石坂、広路町字梅園、広路町字南山、広路町字雲雀ヶ丘、廣路町字準人、駒方町一丁目、駒方町二丁目、駒方町三丁目、駒方町四丁目、駒方町五丁目、駒方町六丁目、川名山町、川名山町一丁目、石仏町一丁目、石仏町二丁目、戸田町一丁目、戸田町二丁目、戸田町三丁目、陶生町一丁目、陶生町二丁目、若柳町一丁目、若柳町二丁目、若柳町三丁目、鶴羽町三丁目、長池町一丁目、長池町二丁目、長池町三丁目、長池町四丁目、長池町五丁目、長池町六丁目、長池町七丁目、長池町八丁目、長池町九丁目、長池町十丁目、長池町十一丁目、長池町十二丁目、長池町十三丁目、長池町十四丁目、長池町十五丁目、長池町十六丁目、長池町十七丁目、長池町十八丁目、長池町十九丁目、長池町二十丁目、長池町二十一丁目、長池町二十二丁目、長池町二十三丁目、長池町二十四丁目、長池町二十五丁目、長池町二十六丁目、長池町二十七丁目、長池町二十八丁目、長池町二十九丁目、長池町三十丁目、長池町三十一丁目、長池町三十二丁目、長池町三十三丁目、長池町三十四丁目、長池町三十五丁目、長池町三十六丁目、長池町三十七丁目、長池町三十八丁目、長池町三十九丁目、長池町四十丁目、長池町四十一丁目、長池町四十二丁目、長池町四十三丁目、長池町四十四丁目、長池町四十五丁目、長池町四十六丁目、長池町四十七丁目、長池町四十八丁目、長池町四十九丁目、長池町五十丁目、長池町五十一丁目、長池町五十二丁目、長池町五十三丁目、長池町五十四丁目、長池町五十五丁目、長池町五十六丁目、長池町五十七丁目、長池町五十八丁目、長池町五十九丁目、長池町六十丁目、長池町六十一丁目、長池町六十二丁目、長池町六十三丁目、長池町六十四丁目、長池町六十五丁目、長池町六十六丁目、長池町六十七丁目、長池町六十八丁目、長池町六十九丁目、長池町七十丁目、長池町七十一丁目、長池町七十二丁目、長池町七十三丁目、長池町七十四丁目、長池町七十五丁目、長池町七十六丁目、長池町七十七丁目、長池町七十八丁目、長池町七十九丁目、長池町八十丁目、長池町八十一丁目、長池町八十二丁目、長池町八十三丁目、長池町八十四丁目、長池町八十五丁目、長池町八十六丁目、長池町八十七丁目、長池町八十八丁目、長池町八十九丁目、長池町九十丁目、長池町九十一丁目、長池町九十二丁目、長池町九十三丁目、長池町九十四丁目、長池町九十五丁目、長池町九十六丁目、長池町九十七丁目、長池町九十八丁目、長池町九十九丁目、長池町一百丁目、長池町一百零一丁目、長池町一百零二丁目、長池町一百零三丁目、長池町一百零四丁目、長池町一百零五丁目、長池町一百零六丁目、長池町一百零七丁目、長池町一百零八丁目、長池町一百零九丁目、長池町一百一十丁目、長池町一百一十一丁目、長池町一百一十二丁目、長池町一百一十三丁目、長池町一百一十四丁目、長池町一百一十五丁目、長池町一百一十六丁目、長池町一百一十七丁目、長池町一百一十八丁目、長池町一百一十九丁目、長池町一百二十丁目、長池町一百二十一丁目、長池町一百二十二丁目、長池町一百二十三丁目、長池町一百二十四丁目、長池町一百二十五丁目、長池町一百二十六丁目、長池町一百二十七丁目、長池町一百二十八丁目、長池町一百二十九丁目、長池町一百三十丁目、長池町一百三十一丁目、長池町一百三十二丁目、長池町一百三十三丁目、長池町一百三十四丁目、長池町一百三十五丁目、長池町一百三十六丁目、長池町一百三十七丁目、長池町一百三十八丁目、長池町一百三十九丁目、長池町一百四十丁目、長池町一百四十一丁目、長池町一百四十二丁目、長池町一百四十三丁目、長池町一百四十四丁目、長池町一百四十五丁目、長池町一百四十六丁目、長池町一百四十七丁目、長池町一百四十八丁目、長池町一百四十九丁目、長池町一百五十丁目、長池町一百五十一丁目、長池町一百五十二丁目、長池町一百五十三丁目、長池町一百五十四丁目、長池町一百五十五丁目、長池町一百五十六丁目、長池町一百五十七丁目、長池町一百五十八丁目、長池町一百五十九丁目、長池町一百六十丁目、長池町一百六十一丁目、長池町一百六十二丁目、長池町一百六十三丁目、長池町一百六十四丁目、長池町一百六十五丁目、長池町一百六十六丁目、長池町一百六十七丁目、長池町一百六十八丁目、長池町一百六十九丁目、長池町一百七十丁目、長池町一百七十一丁目、長池町一百七十二丁目、長池町一百七十三丁目、長池町一百七十四丁目、長池町一百七十五丁目、長池町一百七十六丁目、長池町一百七十七丁目、長池町一百七十八丁目、長池町一百七十九丁目、長池町一百八十丁目、長池町一百八十一丁目、長池町一百八十二丁目、長池町一百八十三丁目、長池町一百八十四丁目、長池町一百八十五丁目、長池町一百八十六丁目、長池町一百八十七丁目、長池町一百八十八丁目、長池町一百八十九丁目、長池町一百九十丁目、長池町一百九十一丁目、長池町一百九十二丁目、長池町一百九十三丁目、長池町一百九十四丁目、長池町一百九十五丁目、長池町一百九十六丁目、長池町一百九十七丁目、長池町一百九十八丁目、長池町一百九十九丁目、長池町二百丁目、長池町二百零一丁目、長池町二百零二丁目、長池町二百零三丁目、長池町二百零四丁目、長池町二百零五丁目、長池町二百零六丁目、長池町二百零七丁目、長池町二百零八丁目、長池町二百零九丁目、長池町二百一十丁目、長池町二百一十一丁目、長池町二百一十二丁目、長池町二百一十三丁目、長池町二百一十四丁目、長池町二百一十五丁目、長池町二百一十六丁目、長池町二百一十七丁目、長池町二百一十八丁目、長池町二百一十九丁目、長池町二百二十丁目、長池町二百二十一丁目、長池町二百二十二丁目、長池町二百二十三丁目、長池町二百二十四丁目、長池町二百二十五丁目、長池町二百二十六丁目、長池町二百二十七丁目、長池町二百二十八丁目、長池町二百二十九丁目、長池町二百三十丁目、長池町二百三十一丁目、長池町二百三十二丁目、長池町二百三十三丁目、長池町二百三十四丁目、長池町二百三十五丁目、長池町二百三十六丁目、長池町二百三十七丁目、長池町二百三十八丁目、長池町二百三十九丁目、長池町二百四十丁目、長池町二百四十一丁目、長池町二百四十二丁目、長池町二百四十三丁目、長池町二百四十四丁目、長池町二百四十五丁目、長池町二百四十六丁目、長池町二百四十七丁目、長池町二百四十八丁目、長池町二百四十九丁目、長池町二百五十丁目、長池町二百五十一丁目、長池町二百五十二丁目、長池町二百五十三丁目、長池町二百五十四丁目、長池町二百五十五丁目、長池町二百五十六丁目、長池町二百五十七丁目、長池町二百五十八丁目、長池町二百五十九丁目、長池町二百六十丁目、長池町二百六十一丁目、長池町二百六十二丁目、長池町二百六十三丁目、長池町二百六十四丁目、長池町二百六十五丁目、長池町二百六十六丁目、長池町二百六十七丁目、長池町二百六十八丁目、長池町二百六十九丁目、長池町二百七十丁目、長池町二百七十一丁目、長池町二百七十二丁目、長池町二百七十三丁目、長池町二百七十四丁目、長池町二百七十五丁目、長池町二百七十六丁目、長池町二百七十七丁目、長池町二百七十八丁目、長池町二百七十九丁目、長池町二百八十丁目、長池町二百八十一丁目、長池町二百八十二丁目、長池町二百八十三丁目、長池町二百八十四丁目、長池町二百八十五丁目、長池町二百八十六丁目、長池町二百八十七丁目、長池町二百八十八丁目、長池町二百八十九丁目、長池町二百九十丁目、長池町二百九十一丁目、長池町二百九十二丁目、長池町二百九十三丁目、長池町二百九十四丁目、長池町二百九十五丁目、長池町二百九十六丁目、長池町二百九十七丁目、長池町二百九十八丁目、長池町二百九十九丁目、長池町三百丁目、長池町三百零一丁目、長池町三百零二丁目、長池町三百零三丁目、長池町三百零四丁目、長池町三百零五丁目、長池町三百零六丁目、長池町三百零七丁目、長池町三百零八丁目、長池町三百零九丁目、長池町三百一十丁目、長池町三百一十一丁目、長池町三百一十二丁目、長池町三百一十三丁目、長池町三百一十四丁目、長池町三百一十五丁目、長池町三百一十六丁目、長池町三百一十七丁目、長池町三百一十八丁目、長池町三百一十九丁目、長池町三百二十丁目、長池町三百二十一丁目、長池町三百二十二丁目、長池町三百二十三丁目、長池町三百二十四丁目、長池町三百二十五丁目、長池町三百二十六丁目、長池町三百二十七丁目、長池町三百二十八丁目、長池町三百二十九丁目、長池町三百三十丁目、長池町三百三十一丁目、長池町三百三十二丁目、長池町三百三十三丁目、長池町三百三十四丁目、長池町三百三十五丁目、長池町三百三十六丁目、長池町三百三十七丁目、長池町三百三十八丁目、長池町三百三十九丁目、長池町三百四十丁目、長池町三百四十一丁目、長池町三百四十二丁目、長池町三百四十三丁目、長池町三百四十四丁目、長池町三百四十五丁目、長池町三百四十六丁目、長池町三百四十七丁目、長池町三百四十八丁目、長池町三百四十九丁目、長池町三百五十丁目、長池町三百五十一丁目、長池町三百五十二丁目、長池町三百五十三丁目、長池町三百五十四丁目、長池町三百五十五丁目、長池町三百五十六丁目、長池町三百五十七丁目、長池町三百五十八丁目、長池町三百五十九丁目、長池町三百六十丁目、長池町三百六十一丁目、長池町三百六十二丁目、長池町三百六十三丁目、長池町三百六十四丁目、長池町三百六十五丁目、長池町三百六十六丁目、長池町三百六十七丁目、長池町三百六十八丁目、長池町三百六十九丁目、長池町三百七十丁目、長池町三百七十一丁目、長池町三百七十二丁目、長池町三百七十三丁目、長池町三百七十四丁目、長池町三百七十五丁目、長池町三百七十六丁目、長池町三百七十七丁目、長池町三百七十八丁目、長池町三百七十九丁目、長池町三百八十丁目、長池町三百八十一丁目、長池町三百八十二丁目、長池町三百八十三丁目、長池町三百八十四丁目、長池町三百八十五丁目、長池町三百八十六丁目、長池町三百八十七丁目、長池町三百八十八丁目、長池町三百八十九丁目、長池町三百九十丁目、長池町三百九十一丁目、長池町三百九十二丁目、長池町三百九十三丁目、長池町三百九十四丁目、長池町三百九十五丁目、長池町三百九十六丁目、長池町三百九十七丁目、長池町三百九十八丁目、長池町三百九十九丁目、長池町四百丁目、長池町四百零一丁目、長池町四百零二丁目、長池町四百零三丁目、長池町四百零四丁目、長池町四百零五丁目、長池町四百零六丁目、長池町四百零七丁目、長池町四百零八丁目、長池町四百零九丁目、長池町四百一十丁目、長池町四百一十一丁目、長池町四百一十二丁目、長池町四百一十三丁目、長池町四百一十四丁目、長池町四百一十五丁目、長池町四百一十六丁目、長池町四百一十七丁目、長池町四百一十八丁目、長池町四百一十九丁目、長池町四百二十丁目、長池町四百二十一丁目、長池町四百二十二丁目、長池町四百二十三丁目、長池町四百二十四丁目、長池町四百二十五丁目、長池町四百二十六丁目、長池町四百二十七丁目、長池町四百二十八丁目、長池町四百二十九丁目、長池町四百三十丁目、長池町四百三十一丁目、長池町四百三十二丁目、長池町四百三十三丁目、長池町四百三十四丁目、長池町四百三十五丁目、長池町四百三十六丁目、長池町四百三十七丁目、長池町四百三十八丁目、長池町四百三十九丁目、長池町四百四十丁目、長池町四百四十一丁目、長池町四百四十二丁目、長池町四百四十三丁目、長池町四百四十四丁目、長池町四百四十五丁目、長池町四百四十六丁目、長池町四百四十七丁目、長池町四百四十八丁目、長池町四百四十九丁目、長池町四百五十丁目、長池町四百五十一丁目、長池町四百五十二丁目、長池町四百五十三丁目、長池町四百五十四丁目、長池町四百五十五丁目、長池町四百五十六丁目、長池町四百五十七丁目、長池町四百五十八丁目、長池町四百五十九丁目、長池町四百六十丁目、長池町四百六十一丁目、長池町四百六十二丁目、長池町四百六十三丁目、長池町四百六十四丁目、長池町四百六十五丁目、長池町四百六十六丁目、長池町四百六十七丁目、長池町四百六十八丁目、長池町四百六十九丁目、長池町四百七十丁目、長池町四百七十一丁目、長池町四百七十二丁目、長池町四百七十三丁目、長池町四百七十四丁目、長池町四百七十五丁目、長池町四百七十六丁目、長池町四百七十七丁目、長池町四百七十八丁目、長池町四百七十九丁目、長池町四百八十丁目、長池町四百八十一丁目、長池町四百八十二丁目、長池町四百八十三丁目、長池町四百八十四丁目、長池町四百八十五丁目、長池町四百八十六丁目、長池町四百八十七丁目、長池町四百八十八丁目、長池町四百八十九丁目、長池町四百九十丁目、長池町四百九十一丁目、長池町四百九十二丁目、長池町四百九十三丁目、長池町四百九十四丁目、長池町四百九十五丁目、長池町四百九十六丁目、長池町四百九十七丁目、長池町四百九十八丁目、長池町四百九十九丁目、長池町五百丁目、長池町五百零一丁目、長池町五百零二丁目、長池町五百零三丁目、長池町五百零四丁目、長池町五百零五丁目、長池町五百零六丁目、長池町五百零七丁目、長池町五百零八丁目、長池町五百零九丁目、長池町五百一十丁目、長池町五百一十一丁目、長池町五百一十二丁目、長池町五百一十三丁目、長池町五百一十四丁目、長池町五百一十五丁目、長池町五百一十六丁目、長池町五百一十七丁目、長池町五百一十八丁目、長池町五百一十九丁目、長池町五百二十丁目、長池町五百二十一丁目、長池町五百二十二丁目、長池町五百二十三丁目、長池町五百二十四丁目、長池町五百二十五丁目、長池町五百二十六丁目、長池町五百二十七丁目、長池町五百二十八丁目、長池町五百二十九丁目、長池町五百三十丁目、長池町五百三十一丁目、長池町五百三十二丁目、長池町五百三十三丁目、長池町五百三十四丁目、長池町五百三十五丁目、長池町五百三十六丁目、長池町五百三十七丁目、長池町五百三十八丁目、長池町五百三十九丁目、長池町五百四十丁目、長池町五百四十一丁目、長池町五百四十二丁目、長池町五百四十三丁目、長池町五百四十四丁目、長池町五百四十五丁目、長池町五百四十六丁目、長池町五百四十七丁目、長池町五百四十八丁目、長池町五百四十九丁目、長池町五百五十丁目、長池町五百五十一丁目、長池町五百五十二丁目、長池町五百五十三丁目、長池町五百五十四丁目、長池町五百五十五丁目、長池町五百五十六丁目、長池町五百五十七丁目、長池町五百五十八丁目、長池町五百五十九丁目、長池町五百六十丁目、長池町五百六十一丁目、長池町五百六十二丁目、長池町五百六十三丁目、長池町五百六十四丁目、長池町五百六十五丁目、長池町五百六十六丁目、長池町五百六十七丁目、長池町五百六十八丁目、長池町五百六十九丁目、長池町五百七十丁目、長池町五百七十一丁目、長池町五百七十二丁目、長池町五百七十三丁目、長池町五百七十四丁目、長池町五百七十五丁目、長池町五百七十六丁目、長池町五百七十七丁目、長池町五百七十八丁目、長池町五百七十九丁目、長池町五百八十丁目、長池町五百八十一丁目、長池町五百八十二丁目、長池町五百八十三丁目、長池町五百八十四丁目、長池町五百八十五丁目、長池町五百八十六丁目、長池町五百八十七丁目、長池町五百八十八丁目、長池町五百八十九丁目、長池町五百九十丁目、長池町五百九十一丁目、長池町五百九十二丁目、長池町五百九十三丁目、長池町五百九十四丁目、長池町五百九十五丁目、長池町五百九十六丁目、長池町五百九十七丁目、長池町五百九十八丁目、長池町五百九十九丁目、長池町六百丁目、長池町六百零一丁目、長池町六百零二丁目、長池町六百零三丁目、長池町六百零四丁目、長池町六百零五丁目、長池町六百零六丁目、長池町六百零七丁目、長池町六百零八丁目、長池町六百零九丁目、長池町六百一十丁目、長池町六百一十一丁目、長池町六百一十二丁目、長池町六百一十三丁目、長池町六百一十四丁目、長池町六百一十五丁目、長池町六百一十六丁目、長池町六百一十七丁目、長池町六百一十八丁目、長池町六百一十九丁目、長池町六百二十丁目、長池町六百二十一丁目、長池町六百二十二丁目、長池町六百二十三丁目、長池町六百二十四丁目、長池町六百二十五丁目、長池町六百二十六丁目、長池町六百二十七丁目、長池町六百二十八丁目、長池町六百二十九丁目、長池町六百三十丁目、長池町六百三十一丁目、長池町六百三十二丁目、長池町六百三十三丁目、長池町六百三十四丁目、長池町六百三十五丁目、長池町六百三十六丁目、長池町六百三十七丁目、長池町六百三十八丁目、長池町六百三十九丁目、長池町六百四十丁目、長池町六百四十一丁目、長池町六百四十二丁目、長池町六百四十三丁目、長池町六百四十四丁目、長池町六百四十五丁目、長池町六百四十六丁目、長池町六百四十七丁目、長池町六百四十八丁目、長池町六百四十九丁目、長池町六百五十丁目、長池町六百五十一丁目、長池町六百五十二丁目、長池町六百五十三丁目、長池町六百五十四丁目、長池町六百五十五丁目、長池町六百五十六丁目、長池町六百五十七丁目、長池町六百五十八丁目、長池町六百五十九丁目、長池町六百六十丁目、長池町六百六十一丁目、長池町六百六十二丁目、長池町六百六十三丁目、長池町六百六十四丁目、長池町六百六十五丁目、長池町六百六十六丁目、長池町六百六十七丁目、長池町六百六十八丁目、長池町六百六十九丁目、長池町六百七十丁目、長池町六百七十一丁目、長池町六百七十二丁目、長池町六百七十三丁目、長池町六百七十四丁目、長池町六百七十五丁目、長池町六百七十六丁目、長池町六百七十七丁目、長池町六百七十八丁目、長池町六百七十九丁目、長池町六百八十丁目、長池町六百八十一丁目、長池町六百八十二丁目、長池町六百八十三丁目、長池町六百八十四丁目、長池町六百八十五丁目、長池町六百八十六丁目、長池町六百八十七丁目、長池町六百八十八丁目、長池町六百八十九丁目、長池町六百九十丁目、長池町六百九十一丁目、長池町六百九十二丁目、長池町六百九十三丁目、長池町六百九十四丁目、長池町六百九十五丁目、長池町六百九十六丁目、長池町六百九十七丁目、長池町六百九十八丁目、長池町六百九十九丁目、長池町七百丁目、長池町七百零一丁目、長池町七百零二丁目、長池町七百零三丁目、長池町七百零四丁目、長池町七百零五丁目、長池町七百零六丁目、長池町七百零七丁目、長池町七百零八丁目、長池町七百零九丁目、長池町七百一十丁目、長池町七百一十一丁目、長池町七百一十二丁目、長池町七百一十三丁目、長池町七百一十四丁目、長池町七百一十五丁目、長池町七百一十六丁目、長池町七百一十七丁目、長池町七百一十八丁目、長池町七百一十九丁目、長池町七百二十丁目、長池町七百二十一丁目、長池町七百二十二丁目、長池町七百二十三丁目、長池町七百二十四丁目、長池町七百二十五丁目、長池町七百二十六丁目、長池町七百二十七丁目、長池町七百二十八丁目、長池町七百二十九丁目、長池町七百三十丁目、長池町七百三十一丁目、長池町七百三十二丁目、長池町七百三十三丁目、長池町七百三十四丁目、長池町七百三十五丁目、長池町七百三十六丁目、長池町七百三十七丁目、長池町七百三十八丁目、長池町七百三十九丁目、長池町七百四十丁目、長池町七百四十一丁目、長池町七百四十二丁目、長池町七百四十三丁目、長池町七百四十四丁目、長池町七百四十五丁目、長池町七百四十六丁目、長池町七百四十七丁目、長池町七百四十八丁目、長池町七百四十九丁目、長池町七百五十丁目、長池町七百五十一丁目、長池町七百五十二丁目、長池町七百五十三丁目、長池町七百五十四丁目、長池町七百五十五丁目、長池町七百五十六丁目、長池町七百五十七丁目、長池町七百五十八丁目、長池町七百五十九丁目、長池町七百六十丁目、長池町七百六十一丁目、長池町七百六十二丁目、長池町七百六十三丁目、長池町七百六十四丁目、長池町七百六十五丁目、長池町七百六十六丁目、長池町七百六十七丁目、長池町七百六十八丁目、長池町七百六十九丁目、長池町七百七十丁目、長池町七百七十一丁目、長池町七百七十二丁目、長池町七百七十三丁目、長池町七百七十四丁目、長池町七百七十五丁目、長池町七百七十六丁目、長池町七百七十七丁目、長池町七百七十八丁目、長池町七百七十九丁目、長池町七百八十丁目、長池町七百八十一丁目、長池町七百八十二丁目、長池町七百八十三丁目、長池町七百八十四丁目、長池町七百八十五丁目、長池町七百八十六丁目、長池町七百八十七丁目、長池町七百八十八丁目、長池町七百八十九丁目、長池町七百九十丁目、長池町七百九十一丁目、長池町七百九十二丁目、長池町七百九十三丁目、長池町七百九十四丁目、長池町七百九十五丁目、長池町七百九十六丁目、長池町七百九十七丁目、長池町七百九十八丁目、長池町七百九十九丁目、長池町八百丁目、長池町八百零一丁目、長池町八百零二丁目、長池町八百零三丁目、長池町八百零四丁目、長池町八百零五丁目、長池町八百零六丁目、長池町八百零七丁目、長池町八百零八丁目、長池町八百零九丁目、長池町八百一十丁目、長池町八百一十一丁目、長池町八百一十二丁目、長池町八百一十三丁目、長池町八百一十四丁目、長池町八百一十五丁目、長池町八百一十六丁目、長池町八百一十七丁目、長池町八百一十八丁目、長池町八百一十九丁目、長池町八百二十丁目、長池町八百二十一丁目、長池町八百二十二丁目、長池町八百二十三丁目、長池町八百二十四丁目、長池町八百二十五丁目、長池町八百二十六丁目、長池町八百二十七丁目、長池町八百二十八丁目、長池町八百二十九丁目、長池町八百三十丁目、長池町八百三十一丁目、長池町八百三十二丁目、長池町八百三十三丁目、長池町八百三十四丁目、長池町八百三十五丁目、長池町八百三十六丁目、長池町八百三十七丁目、長池町八百三十八丁目、長池町八百三十九丁目、長池町八百四十丁目、長池町八百四十一丁目、長池町八百四十二丁目、長池町八百四十三丁目、長池町八百四十四丁目、長池町八百四十五丁目、長池町八百四十六丁目、長池町八百四十七丁目、長池町八百四十八丁目、長池町八百四十九丁目、長池町八百五十丁目、長池町八百五十一丁目、長池町八百五十二丁目、長池町八百五十三丁目、長池町八百五十四丁目、長池町八百五十五丁目、長池町八百五十六丁目、長池町八百五十七丁目、長池町八百五十八丁目、長池町八百五十九丁目、長池町八百六十丁目、長池町八百六十一丁目、長池町八百六十二丁目、長池町八百六十三丁目、長池町八百六十四丁目、長池町八百六十五丁目、長池町八百六十六丁目、長池町八百六十七丁目、長池町八百六十八丁目、長池町八百六十九丁目、長池町八百七十丁目、長池町八百七十一丁目、長池町八百七十二丁目、長池町八百七十三丁目、長池町八百七十四丁目、長池町八百七十五丁目、長池町八百七十六丁目、長池町八百七十七丁目、長池町八百七十八丁目、長池町八百七十九丁目、長池町八百八十丁目、長池町八百八十一丁目、長池町八百八十二丁目、長池町八百八十三丁目、長池町八百八十四丁目、長池町八百八十五丁目、長池町八百八十六丁目、長池町八百八十七丁目、長池町八百八十八丁目、長池町八百八十九丁目、長池町八百九十丁目、長池町八百九十一丁目、長池町八百九十二丁目、長池町八百九十三丁目、長池町八百九十四丁目、長池町八百九十五丁目、長池町八百九十六丁目、長池町八百九十七丁目、長池町八百九十八丁目、長池町八百九十九丁目、長池町九百丁目、長池町九百零一丁目、長池町九百零二丁目、長池町九百零三丁目、長池町九百零四丁目、長池町九百零五丁目、長池町九百零六丁目、長池町九百零七丁目、長池町九百零八丁目、長池町九百零九丁目、長池町九百一十丁目、長池町九百一十一丁目、長池町九百一十二丁目、長池町九百一十三丁目、長池町九百一十四丁目、長池町九百一十五丁目、長池町九百一十六丁目、長池町九百一十七丁目、長池町九百一十八丁目、長池町九百一十九丁目、長池町九百二十丁目、長池町九百二十一丁目、長池町九百二十二丁目、長池町九百二十三丁目、長池町九百二十四丁目、長池町九百二十五丁目、長池町九百二十六丁目、長池町九百二十七丁目、長池町九百二十八丁目、長池町九百二十九丁目、長池町九百三十丁目、長池町九百三十一丁目、長池町九百三十二丁目、長池町九百三十三丁目、長池町九百三十四丁目、長池町九百三十五丁目、長池町九百三十六丁目、長池町九百三十七丁目、長池町九百三十八丁目、長池町九百三十九丁目、長池町九百四十丁目、長池町九百四十一丁目、長池町九百四十二丁目、長池町九百四十三丁目、長池町九百四十四丁目、長池町九百四十五丁目、長池町九百四十六丁目、長池町九百四十七丁目、長池町九百四十八丁目、長池町九百四十九丁目、長池町九百五十丁目、長池町九百五十一丁目、長池町九百五十二丁目、長池町九百五十三丁目、長池町九百五十四丁目、長池町九百五十五丁目、長池町九百五十六丁目、長池町九百五十七丁目、長池町九百五十八丁目、長池町九百五十九丁目、長池町九百六十丁目、長池町九百六十一丁目、長池町九百六十二丁目、長池町九百六十三丁目、長池町九百六十四丁目、長池町九百六十五丁目、長池町九百六十六丁目、長池町九百六十七丁目、長池町九百六十八丁目、長池町九百六十九丁目、長池町九百七十丁目、長池町九百七十一丁目、長池町九百七十二丁目、長池町九百七十三			

ち熱田区に属しない区域、野立町字荒越のうちち熱田区に属しない区域、野立町字喰嘩池のうちち熱田区に属しない区域、野立町字三味越のうちち熱田区に属しない区域、野立町字上ノ切、野立町字下ノ切、野立町字上川田、野立町字七百成、野立町字水落、野立町字海道畔のうちち熱田区に属しない区域、野立町字大山、野立町字内新田、野立町字西新開、野立町字東河田、野立町字下地、野立町字明田、野立町字野田、野立町字字新田、野立町字神明前、野立町字新落山、野立町字瀬戸、野立町字段ノ上、野立町字七畝瀬、清川町一丁目、清川町二丁目、清川町三丁目、清川町四丁目、清川町五丁目、清川町六丁目、石場町、二女子町一丁目、二女子町二丁目、二女子町三丁目、二女子町四丁目、二女子町五丁目、二女子町六丁目、二女子町七丁目、富川町一丁目、富川町二丁目、富川町三丁目、富川町四丁目、富川町五丁目、八幡本通二丁目、八島町一丁目、柳島町一丁目、柳島町二丁目、柳島町三丁目、柳島町四丁目、柳島町五丁目、柳島町六丁目、無番地（中川運河用地中幹線二十一号地から三十八号地の一まで）、八劍町一丁目、八劍町二丁目、八劍町三丁目、八劍町四丁目、玉川町一丁目、玉川町二丁目、玉川町三丁目、玉川町四丁目、外新町一丁目、外新町二丁目、外新町三丁目、外新町四丁目、福川町一丁目、福川町

第十一区 南 区 第三区に属しない区域 半田市 知多郡 東浦町 大府町 有松町 大高町 上野町 武豊町 第十二区 常滑市 知多郡 阿久比町 横須賀町 知多町 小鈴谷町 内海町 豊浜町 師崎町 篠島村 日間賀島村 美浜町 第十三区 西尾市 碧南市 幡豆郡 第十四区 安城市 刈谷市 碧海郡 高浜町 桜井村 六ツ美村 知立町 第十五区 挙母市 東加茂郡	一人	西加茂郡 碧海郡 高岡村 上郷村 第十六区 岡崎市 額田郡 第十七区 豊川市 北設楽郡 南設楽郡 八名郡 宝飯郡 一宮村 第十八区 豊橋市 蒲郡市 渥美郡 宝飯郡 御油町 音羽町 小坂井町 御津町 形原町 西浦町 三重県 第一区 津市 安濃郡 河芸郡 一志郡 久居町 香良洲町 第二区 桑名市 桑名郡 員弁郡 三重郡 朝日町	一人	川越村 保々村 竹永村 朝明村 第三区 四日市市 第四区 鈴鹿市 龜山市 鈴鹿郡 三重郡 菰野町 桶町 水沢村 鶴川原村 第五区 上野市 名張市 阿山郡 名賀郡 一志郡 白山町 美杉村 第六区 松阪市 飯南郡 多気郡 一志郡 一志町 嬉野町 三雲村 度会郡 玉城町 小俣町 滝原町 南勢町 御園村 下外城田村 七保村	一人	伊勢市 鳥羽市 志摩郡 度会郡 二見町 第八区 尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡 度会郡 南島町 柏崎村 大内山村 滋賀県 第一区 大津市 滋賀郡 高島郡 第二区 草津市 栗太郡 甲賀郡 第三区 近江八幡市 八日市市 蒲生郡 野洲郡 第四区 彦根市 大上郡 愛知郡 神崎郡 第五区 長浜市 坂田郡 東浅井郡	一人	伊香郡府 第一区 中京区 第二区 上京区 第三区 左京区 第四区 右京区 第五区 北京区 第六区 南京区 第七区 伏見区 東山区 第六区 下京区 第五区 北京区 第四区 右京区 第三区 上京区 第二区 中京区 第一区 伊香郡府	一人
--	----	--	----	--	----	--	----	--	----

[illegible]

[illegible]

屋町、万町、東鐵治屋町、舟大
工町、西大工町、南大工町、北
大工町、鷺ノ森東ノ丁、鷺ノ森
新道、鷺ノ森明神ノ丁、鷺ノ森西
ノ丁、鷺ノ森片町、鷺ノ森中ノ
丁、鷺ノ森、鷺ノ森二十五本
松、鷺ノ森堂前丁、鷺ノ森南ノ
丁、曲尺丁、惠光寺門前下、六
軒丁、元博勞町、杉ノ馬場一丁
目、杉ノ馬場二丁目、杉ノ馬場
三丁目、杉ノ馬場四丁目、杉ノ
馬場五丁目、徳田木丁、石橋
丁、西蔵前丁、東蔵前丁、屏風
丁、九家ノ丁、西布經一丁目
目、西布經二丁目、西布經三
丁目、西布經四丁目、西布
經五丁目、西布經六丁目、
西釘貫一丁目、西釘貫二丁
目、西釘貫三丁目、源蔵馬
場二丁目、源蔵馬場三丁目、一
筋目、二筋目、三筋目、四筋
目、五筋目、六筋目、東布經一
丁目、東布經二丁目、東布
經三丁目、東布經四丁目、東
布經五丁目、東布經六丁目、
西鐵治屋町、駿河町、福
町、卜半町、寄合町、一番丁、
二番丁、三番丁、四番丁、五番
丁、六番丁、七番丁、八番丁、
九番丁、十番丁、十一番丁、十
二番丁、十三番丁、南汀丁、北
汀丁、西汀丁、屋形町一丁目、
屋形町二丁目、屋形町三丁目、
屋形町四丁目、屋形町五丁目、
三木町堀詰、三木町中ノ丁、三
木町台所丁、三木町南ノ丁、有
田屋町西ノ丁、上野町一丁目、
上野町二丁目、上野町三丁目、
雜賀屋町、有田屋町南ノ町、雜賀

屋町東ノ丁、漢通丁南一丁目、
漢通丁南二丁目、漢通丁南三丁
目、漢通丁南四丁目、東坂ノ上
丁、西坂ノ上丁、材木丁、植松
丁、西河岸町、加納町、北半
町、南半町、北土佐丁、土佐町
一丁目、土佐町二丁目、土佐町
三丁目、土佐町四丁目、西長町
一丁目、西長町二丁目、西長町
三丁目、西長町四丁目、七曲
丁、北基五兵衛丁、南基五兵衛
丁、鶴町、北中間町、南中間
町、北田辺丁、南田辺丁、北相
生丁、東長町一丁目、東長町二
丁目、東長町三丁目、東長町四
丁目、東長町五丁目、東長町六
丁目、東長町七丁目、東長町八
丁目、東長町九丁目、東長町十
丁目、東長町十一丁目、久右衛
門丁、徒町、広道、漢通丁北一
丁目、漢通丁北二丁目、漢通丁
北三丁目、漢通丁北四丁目、北
坂ノ上丁、小松原通一丁目、小
松原通二丁目、小松原通三丁
目、小松原通四丁目、小松原通
五丁目、小松原通六丁目、小松
原通七丁目、小松原通八丁目、
小松原通九丁目、有田屋町、
漢、網屋町、伝法橋南ノ丁、
漢紺屋町一丁目、漢紺屋町二
丁目、漢紺屋町三丁目、漢本
町一丁目、漢本町二丁目、漢
本町三丁目、漢北町一丁目、漢
北町二丁目、漢北町三丁目、
小野町一丁目、小野町二丁目、
小野町三丁目、小野町四丁目、
小野町五丁目、小野町六丁目、
小野町七丁目、小野町八丁目、
小野町九丁目、小野町十丁目、
小野町十一丁目、小野町十二丁
目、久保丁一丁目、久保丁二
丁目、久保丁三丁目、久保丁四

丁目、男ノ芝丁、片岡町一丁
目、片岡町二丁目、藪ノ丁、岡
山町、山蔭丁、弁財天丁、谷
町、葦辺丁、南細工町、南片原
一丁目、南片原二丁目、広瀬通
丁一丁目、広瀬通二丁目、広
瀬通三丁目、広瀬中ノ丁一丁
目、広瀬中ノ丁二丁目、元町奉
行一丁目、元町奉行二丁目、
目、雜賀道、鷹匠町一丁目、鷹
匠町二丁目、鷹匠町三丁目、鷹
匠町四丁目、鷹匠町五丁目、鷹
匠町六丁目、鷹匠町七丁目、島
崎町一丁目、島崎町二丁目、島
崎町三丁目、島崎町四丁目、島
崎町五丁目、島崎町六丁目、島
崎町七丁目、田中町一丁目、田
中町二丁目、田中町三丁目、田
中町四丁目、田中町五丁目、木
広町一丁目、木広町二丁目、木
広町三丁目、吹屋町一丁目、吹
屋町二丁目、吹屋町三丁目、吹
屋町四丁目、吹屋町五丁目、美
國町一丁目、美國町二丁目、美
國町三丁目、美國町四丁目、手
平、手平出島、新留丁、和歌町、
船場町、北細工町、東紺屋町、
西紺屋町一丁目、西紺屋町二丁
目、南材木丁一丁目、南材木丁
二丁目、南材木丁三丁目、新通
一丁目、新通二丁目、新通三丁
目、新通四丁目、新通五丁目、
新通六丁目、新通七丁目、新中
通一丁目、新中通二丁目、新中
通三丁目、新中通四丁目、新中
通五丁目、新中通六丁目、茶屋
丁、毛草屋丁、柳丁、餌差町一
丁目、餌差町二丁目、橋向丁、
北ノ新地一丁目、北ノ新地二丁

目、蔵小路、補右衛門小路、北
ノ新地東ノ丁、北ノ新地中六軒
丁、上六軒丁、尾崎丁、作事
丁、南相生丁、出口甲賀丁、出
口中ノ丁、出口端ノ丁、出口新
端ノ丁、金龍寺丁、小貝丁、舟
津町一丁目、舟津町二丁目、舟
津町三丁目、舟津町四丁目、漢
御殿一丁目、漢御殿二丁目、漢
御殿三丁目、築港一丁目、築港
二丁目、築港三丁目、築港四丁
目、築港五丁目、築港六丁目、
今福、関戸、茶屋ノ丁、芝ノ
丁、漢桶屋町、真砂丁一丁目、
真砂丁二丁目、車坂西ノ丁、車
坂丁一丁目、車坂丁二丁目、寺
町、東長町中ノ丁、薄ノ丁、磯
山丁一丁目、磯山丁二丁目、磯
山丁三丁目、磯山丁四丁目、苦
屋町一丁目、苦屋町二丁目、玉
藻丁一丁目、玉藻丁二丁目、玉
藻丁三丁目、豊原丁一丁目、豊
原丁二丁目、新堀七軒丁、新堀
一丁目、新堀二丁目、新堀三丁
目、新堀四丁目、新堀五丁目、
新堀六丁目、新堀七丁目、新堀
八丁目、新堀北ノ丁一丁目、新
堀北ノ丁二丁目、新堀北ノ丁三
丁目、東徒町、中徒町、西徒
町、浜見丁、洲崎丁、塩木丁、
大泉寺丁、北河岸丁一丁目、北
河岸丁二丁目、北河岸丁三丁
目、北河岸丁四丁目、北河岸丁
五丁目、新堀二十軒丁、新堀井
戸ノ丁、新堀南ノ丁一丁目、新
堀南ノ丁二丁目、撞木丁、中橋
筋、宇須、塩屋、和歌浦一ノ一
番地から二八二番地まで、西

浜、小雜賀、岡町、中島、杭ノ
瀬、南出島、新中島、雄松町一
丁目、雄松町二丁目、雄松町三
丁目、雄松町四丁目、雄松町五
丁目、雄松町六丁目、三沢町一
丁目、三沢町二丁目、三沢町三
丁目、三沢町四丁目、沙見町一
丁目、沙見町二丁目、沙見町三
丁目、友田町一丁目、友田町二
丁目、友田町三丁目、友田町四
丁目、友田町五丁目、友田町五
丁目、吉田、黒田、納定、中之
島、松島、加納、新在家、有
本、南休賀町、北休賀町、南
雜賀町、新雜賀町、新堀丁、
坊主丁、教養屋丁、木挽丁、新
大工丁、新八百屋丁、鈴丸丁、
北ノ新地一丁目、北ノ新地裏田
町、北ノ新地分銅町、北ノ新地
田町、北ノ新地下六軒丁、岡南ノ
丁、岡北ノ丁、岡織屋小路、岡
袋町、岡林泉寺町、岡田福院東
ノ丁、岡田福院西ノ丁、畑屋敷
新道丁、畑屋敷松ケ枝丁、畑屋
敷兵庫ノ丁、畑屋敷千体休丁、
畑屋敷端ノ丁、畑屋敷西ノ丁、
畑屋敷中ノ丁、畑屋敷東ノ丁、
畑屋敷複ノ丁、畑屋敷葛屋丁、
畑屋敷袋町、畑屋敷雁木丁、畑
屋敷田福院東ノ丁、畑屋敷田福
院西ノ丁、新内、大谷、橋見
中、善明寺、船所、栗、平井、
市小路、北島、野崎、梶取、福
島、狐島、松江、木ノ本、次郎
丸、延時、榮谷、土入、向、梅
原、中野、中、覆原、古屋
海草郡
加太町
西脇町

第二区 和歌山市 第一区に属しない区域		一人
海南市 海南郡 有功村 直川村 紀伊村 山口村 川永村 和佐村 西山東村 東山東村 安原村 下津町 初島町 野上町 美里町 細野村		一人
第三区 橋本市 伊都郡 那賀郡		一人
第四区 御坊市 有田郡 日高郡 美浜町 由良町 日高町 川辺町 船着村 川中村 川上村 寒川村		一人
第五区 田辺市 西牟婁郡 白浜町		一人
中芳養村 上芳養村 秋津川村 上秋津村 三栖村 長野村 栗栖川村 二川村 近野村 富里村 三川村 川添村 すさみ町 日置町 三舞村 東富田村 北富田村 生馬村 朝来村 岩田村 市ノ瀬村 船川村 日高郡 竜神村 南部川村 南部町 切目村 切目川村 真妻村 稻原村 印南町		一人
第六区 新宮市 東牟婁郡 西牟婁郡 申本町 江住村 鳥取市		一人
第一区 鳥取市		一人
岩美郡 八頭郡 第二区 倉吉市 気高郡 東伯郡 羽合町 泊村 東郷町 三朝町 関金町 北条町 大栄町 由良町 第三区 東伯郡 東伯町 赤碓町 中山村 西伯郡 岸本町 泉村 春日村 大高村 淀江町 大山町 名和町 逢坂村 西伯町 会見町 日野郡 第四区 米子市 西伯郡 境港町 日吉津村 島根市		一人
第一区 松江市		一人
大原郡 仁多郡 飯石郡 第二区 安来市 八束郡 能義郡 隠岐支庁管内 第三区 出雲市 平田市 鏡川郡 第四区 江津市 大田市 邇摩郡 邑智郡 第五区 浜田市 益田市 那賀郡 美濃郡 鹿足郡 岡山県 第一区 岡山市 玉柏、原、畑、金山寺、宿、高野尻、下牧、中牧、大安寺、矢坂、北長瀬、野殿、久米、今保、白石、花尻、今村、西長瀬、中仙道、田中、辰巳、平田、万成、津倉町二丁目、津倉町三丁目、津倉町四丁目、上伊福本町、末広町、巖井、津島、上石井、島田、富本町、豊成、福富、福田、洲崎、福島、福成、三浜町、海岸通二丁目、海岸通三丁目、浜野、浦安本町、浦安東町、浦安西町、浦安南町、並木町一丁目、並木町二丁目、築港元町、築港緑町、築港栄町、築港新町、立川町、あけぼの町、弓之町、兵団、広瀬町、小畑町、丸亀町、上出石町、中出石町、下出石町、難波町、滝本町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、下市町、山崎町、富田町、岩田町、野田屋町、万町、三野、北方、南方、桶屋町、上伊福、内山下、上之町、中之町、下之町、栄町、紙屋町、西大寺町、橋本町、船着町、川崎町、石関町、下石井、上西川町、桑田町一丁目、桑田町二丁目、桑田町三丁目、桑田町四丁目、下西川町、大供、東古松、西古松、西島田町、内田、岡、東島田町一丁目、東島田町二丁目、中島田町一丁目、中島田町二丁目、新屋敷町一丁目、新屋敷町二丁目、厚生町一丁目、厚生町二丁目、厚生町三丁目、七軒町、桜町、大工町、紺屋町、小原町、児島町、高橋町、山科町、久山町、片瀬町、旭町、油町、平野町、新道、船頭町、尾上町、瀬尾町、小野田町、藤野町、上内田町、下内田町、天瀬、二日市町、奥田、十日市、七日市、二日市、青江、東中山下、西中山下、新西大寺町、東田町、西田町、細堀町、仁王町、野殿町、常盤町、下田町、大雲寺町、浜田町、高砂町、瓦町、竈屋町、柿屋町、野田、高柳、万倍、米倉、当新		一人

[illegible]

第三区 一人 名東郡 名西郡 麻植郡 勝浦郡 第四区 一人 三好郡 美馬郡 第五区 一人 那賀郡 海部郡 香川郡 第一区 一人 高松市 第二区 一人 大川郡 木田郡 第三区 一人 香川郡 小豆郡 第四区 一人 坂出市 綾歌郡 第五区 一人 九尾市 善通寺市 仲多度郡 第六区 一人 観音寺市 三豊郡 愛媛県 第一区 一人 松山市 本庁管内 一番町、二番町、三番町、榎町、千船町、湊町三丁目、湊町四丁目、湊町五丁目、南柳井町、北柳井町、豊坂町一丁目、豊坂町二丁目、南堀端町、	大街道二丁目、大街道二丁目、末広町二丁目、出瀬町一丁目、弁天町、西町、花園町二丁目、花園町三丁目、南京町二丁目、北坂町三丁目、唐人町三丁目、堀之内町、永木町、南八坂町、北八坂町、南夷子町、北夷子町、北立花町、新立町一丁目、新立町二丁目、河原町、築山町、唐人町一丁目、唐人町二丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、出町、小坂町、中村町、西立花町、祇園町、南立花町一丁目、南立花町二丁目、南立花町三丁目、此花町、旭町、南京町一丁目、北京町一丁目、北京町二丁目、玉川町一丁目、玉川町二丁目、栄町、北持田町、御宝町、徳屋町、勝山町、南歩行町、中歩行町、北歩行町、東雲町、大街道三丁目、喜手町、若宮町、昭和町、西一万町、東一万町、中一万町、持田町、南持田町	坂本村 拜志村 川内村 松山市 第一区に属しない区域 温泉郡 北条町 陸野村 中島町 西中島村 神和村 第三区 一人 今治市 越智郡 魚島村 吉海町 宮窪町 伯方町 弓削町 生名村 岩城村 上浦村 大三島町 岡山村 岡前村 第四区 一人 西条市 周桑郡 新居郡 加茂村 大保木村 越智郡 上朝倉村 下朝倉村 玉川村 波方村 大西町 菊岡町	第五区 一人 新居浜市 伊予三島市 川之江市 宇摩郡 新居郡 角野町 第六区 一人 伊予市 伊予郡 喜多郡 第七区 一人 八幡浜市 大洲市 西条市 第八区 一人 宇和島市 東宇和郡 北宇和郡 吉田町 第九区 一人 南宇和郡 北宇和郡 三間町 日吉村 松野町 広見町 来村 津島町 下波町 蔦淵村 戸島村 日振島村 遊子村 高知市 第一区 一人 高知市 第二区 一人 安芸市	安芸郡 香美郡 第三区 一人 土佐郡 吾川郡 長岡郡 第四区 一人 須崎市 高岡郡 第五区 一人 中村市 宿毛市 土佐清水市 幡多郡 福岡県 第一区 一人 福岡市 本庁管内 古溪町、芥屋町、釜屋町、萱堂町、浜小路、上対馬小路、上鹽町、下鹽町、上州崎町、鶴屋町、掛町、川崎町、下新川端町、片土居町、古門戸町、行町、中対馬小路、下対馬小路、妙楽寺町、妙楽寺新町、倉所町、西方寺前町、下須崎町、網場町、蔵本町、下西町、奈良屋町、中岡町、上市小路、中市小路、下市小路、下兵衛町、中石堂町、廿家町、鏡町、奥小路、下洲崎町、下土居町、新柳町一丁目、新柳町二丁目、新柳町三丁目、六月田町、榎木町、桜町、昭和通り、原吉町のうち、高宮出張所管内以外の区域、新開町一丁目、新開町二丁目、新開町三丁目、渡辺通一丁目、渡辺通三丁目、渡辺通
---	--	---	---	--

佐賀市	佐賀郡	諸富町	川副町	西川副村	東与賀村	多久市	小城郡	佐賀郡	久保田村	大和村	小関村
北野町	小郡町	太刀洗町	第十五区	久留米市	浮羽郡	三井郡	山本村	草野町	大橋村	善導寺町	第十六区
柳川市	大川市	筑後市	三潞郡	第十七区	八女市	八女郡	山門郡	第十八区	大牟田市	三池郡	佐賀県
佐賀市	佐賀郡	諸富町	川副町	西川副村	東与賀村	多久市	小城郡	佐賀郡	久保田村	大和村	小関村

第三区	鳥栖市	一人
三養基郡	神埼郡	一人
第四区	唐津市	一人
東松浦郡	第五区	一人
伊万里市	武雄市	一人
西松浦郡	杵島郡	一人
山内村	第六区	一人
鹿島市	藤津郡	一人
杵島郡	橋下村	一人
北方町	大町町	一人
江北町	白石町	一人
福富村	北有明村	一人
有明村	長崎県	一人
第一区	長崎市	二人
西彼杵郡	茂木町	一人
香焼村	伊王島村	一人
高島町	野母崎町	一人
三和町	第二区	一人
西彼杵郡	東長崎町	一人
多良見村	細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、	一人

長手村	時津町	村松村	長浦村	龜岳村	大串村	瀬川村	西海村	大島町	崎戸町	江ノ島村	平島村	太瀬戸町	外海村	三重村	式見村	第三区	島原市	南高来郡	第四区	諫早市	大村市	北高来郡	東彼杵郡	佐世保市	第六区	平戸市	松浦市	北松浦郡	第七区	福江市	南松浦郡	第八区	老岐郡	対馬支庁管内	熊本市	第一区	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

住用村

龍郷村

笠利村

喜界町

早町村

龜津町

東天城村

天城村

伊仙村

和泊町

短名町

手論村

備考 この表中「本庁管内」とは、市又は区の支所又は出張所の所管区域に属しない区域をいう。

附則

1 (施行期日)

この法律は、衆議院議員の選挙に関する部分にあつては次の総選挙から、その他の選挙に関する部分にあつては次の総選挙の期日が公示された日以後において期日が公示され、又は告示される選挙から、その他の部分にあつては公布の日から施行する。

2 (参議院議員の選挙等の経過措置)

この法律中衆議院議員の選挙に関する部分の施行の日においてすでに期日が公示され、又は告示されている参議院議員、都道府県知事又は市長の選挙における政党その他の政治団体の政治活動の規制及びこれに係る罰則の適用については、なお、従前の例による。

3 (当選無効の訴訟の経過措置等)

改正後の第二百五十一条の三第二項に規定する法律が制定施行されるまでの間は、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が選挙犯罪により刑に処せられたことによる当選無効の訴訟については、

なお、従前の例による。当該当選無効の訴訟の結果当選人の当選が無効となつた場合における当選人の繰上補充及び再選挙並びにこれらの者が選挙犯罪により刑に処せられたこと及び当選無効の訴訟が係属しなくなつたことに關して裁判所の長がすべき通知及び判決書の原本の送付についても、また、同様とする。

4 (別表第一に掲げる行政区画の取扱)

別表第一に掲げる行政区画は、昭和三十一年三月一日現在によつたものであつて、同年同月二日以後次の衆議院議員の総選挙の期日が公示される日の前日までの間に於いて同表に掲げる行政区画に変更があつても、所属未定地の編入による場合を除き、当該選挙区に關する限り、行政区画の変更がなかつたものとみなす。

5 (奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭

和二十八年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

(地方自治法の一部改正)

6 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十八条及び第四百四十二条中「第二百一十一条を」「第二百五十一条の三」に改める。

(普通地方公共団体の議会の議員及び長の失職の経過措置)

7 改正後の公職選挙法第二百五十一条の三第二項に規定する法律が制定施行されるまでの間は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の失職については、改正後の地方自治法第二百二十八条及び第四百四十二条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

8 (総理府設置法の一部改正)

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

9 (漁業法の一部改正)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中、「第二百一十一条第二項及び第二百六条」を「及び第二百六条に」「第七号、第八号」を「第七号から第九号まで」に改める。

10 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

11 附則第三項の規定は、漁業法第九十四条及び農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第二百五十一条の三第二項に規定する法律が制定施行されるまでの間の経過措置について準用する。

第十五条の表中

選挙制度調査会

内閣総理大臣の諮問に應じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議すること。

衆議院議員選挙区審査会

内閣総理大臣の諮問に應じて二以上の選挙区にわたる市町村の境界変更等に係る区域の選挙区の所属について意見を答申する外、行政区画の変更による衆議院議員の選挙区の改正に關し、その必要の有無及び必要がある場合における改定案を内閣総理大臣に提出すること。

衆議院議員選挙区審査会

内閣総理大臣の諮問に應じて二以上の選挙区にわたる市町村の境界変更等に係る区域の選挙区の所属について意見を答申する外、行政区画の変更による衆議院議員の選挙区の改正に關し、その必要の有無及び必要がある場合における改定案を内閣総理大臣に提出すること。

衆議院議員選挙区審査会

内閣総理大臣の諮問に應じて二以上の選挙区にわたる市町村の境界変更等に係る区域の選挙区の所属について意見を答申する外、行政区画の変更による衆議院議員の選挙区の改正に關し、その必要の有無及び必要がある場合における改定案を内閣総理大臣に提出すること。

衆議院議員選挙区審査会

内閣総理大臣の諮問に應じて二以上の選挙区にわたる市町村の境界変更等に係る区域の選挙区の所属について意見を答申する外、行政区画の変更による衆議院議員の選挙区の改正に關し、その必要の有無及び必要がある場合における改定案を内閣総理大臣に提出すること。

衆議院議員選挙区審査会

内閣総理大臣の諮問に應じて二以上の選挙区にわたる市町村の境界変更等に係る区域の選挙区の所属について意見を答申する外、行政区画の変更による衆議院議員の選挙区の改正に關し、その必要の有無及び必要がある場合における改定案を内閣総理大臣に提出すること。

第四百二十二条第一項第一号中「一万枚」を「二万枚」に改める。

第五百十条第一項中「放送設備」の下に「（テレビジョン放送設備を含む。以下同じ。）」を、「その政見を録音し」の下に「又は録画により」を加え、同条に次の一項を加える。

4 政見放送については、事情の許す限り、テレビジョン放送設備により放送することもできるように努めなければならない。

第五百五十三条第四項中「立会演説会の開催については、」の下に「公職の候補者一人につき、概ね三十回を基準とし、」を加える。

第百九十九条を次のように改める。

（特定の寄附の禁止）

第百九十九条 左の各号に掲げる者は、選挙に關し、寄附をしてはならない。

一 衆議院議員及び参議院議員の選挙（以下本条中「国の選挙」という。）に關しては国から、地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙（以下本条中「地方公共団体の選挙」という。）に關しては当該地方公共団体から、補助金、奨励金、助成金、負担金その他これらに準ずる交付金の交付を受けている会社その他の法人

三 国の選挙に關しては国が、地方公共団体の選挙に關しては当該地方公共団体が、資本金の全部又は一部を出資している会社その他の法人

四 国の選挙に關しては国が、地方公共団体の選挙に關しては当該地方公共団体が、資本金の全部を出資している会社その他の法人から出資を受けている会社その他の法人

五 国の選挙に關しては国が、地方公共団体の選挙に關しては当該地方公共団体が、借入金金の元金又は利子の支払を保証している会社その他の法人

六 国の選挙に關しては国又は公共企業体（日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう。）と、地方公共団体の選挙に關しては当該地方公共団体と、議員その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

2 前項の規定により、選挙に關し、寄附をしてはならない期間とは、同項第一号に掲げる者については、当該交付金を受けた日から一年間、同項第二号から第六号までに掲げる者については、当該各号に規定する事由の存続する間とする。

3 前二項の規定は、第一項各号に掲げる者を主たる構成員とする団体又はその連合体で選挙に關してする寄附について、準用する。第百九十九条第一項各号を「第百九十九条第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

間又は前項の規定により寄附を受けてはならない期間は、第百九十九条第一項第一号に掲げる者については、当該交付金の交付を受けた日から一年間、同条同項第二号から第六号までに掲げる者については、当該各号に規定する事由の存続する間とする。

4 前三項の規定は、選挙に關し、第百九十九条第三項に規定する団体又はその連合体に対する寄附の勧誘若しくは要求又はこれらの者から受ける寄附について、準用する。

第百九十九条及び第百九十九条を次のように改める。

（第三者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）

第百九十九条 当選人、総括主宰者及び出納責任者以外の者が第百九十九条（買収及び利害誘導罪）、第百九十九条（多数買収及び多数買収誘導罪）、第百九十九条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）又は第百九十九条（新聞紙、雑誌の不法利用罪）の罪を犯し刑に処せられたため、第百九十九条の三（第三者の選挙犯罪に因る当選無効）の規定により当該当選人の当選は無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

第百九十九条 当選人、選挙運動を総括主宰した者、出納責任者、選挙人その他の者が第十六章（罰則）に掲げる罪を犯し刑に処せられたため、第百九十九条の四（投票の削減）の規定に該当することにより当該当選人の当選は無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

第百九十九条 当選人、選挙運動を総括主宰した者、出納責任者、選挙人その他の者が第十六章（罰則）に掲げる罪を犯し刑に処せられたため、第百九十九条の四（投票の削減）の規定に該当することにより当該当選人の当選は無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

第百九十九条 当選人、選挙運動を総括主宰した者、出納責任者、選挙人その他の者が第十六章（罰則）に掲げる罪を犯し刑に処せられたため、第百九十九条の四（投票の削減）の規定に該当することにより当該当選人の当選は無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

第百九十九条 当選人、選挙運動を総括主宰した者、出納責任者、選挙人その他の者が第十六章（罰則）に掲げる罪を犯し刑に処せられたため、第百九十九条の四（投票の削減）の規定に該当することにより当該当選人の当選は無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

第百九十九条 当選人、選挙運動を総括主宰した者、出納責任者、選挙人その他の者が第十六章（罰則）に掲げる罪を犯し刑に処せられたため、第百九十九条の四（投票の削減）の規定に該当することにより当該当選人の当選は無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

第百九十九条 当選人、選挙運動を総括主宰した者、出納責任者、選挙人その他の者が第十六章（罰則）に掲げる罪を犯し刑に処せられたため、第百九十九条の四（投票の削減）の規定に該当することにより当該当選人の当選は無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

第百九十九条 当選人、選挙運動を総括主宰した者、出納責任者、選挙人その他の者が第十六章（罰則）に掲げる罪を犯し刑に処せられたため、第百九十九条の四（投票の削減）の規定に該当することにより当該当選人の当選は無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

制限違反」を「並びに第二百四十五条《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》に改め、同条第二項中「第二百二十四条の二（おとり罪）」を「第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二条（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第二百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百二十四条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）及び第二百二十四条の二（おとり罪）」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際その選挙の期日を公示又は告示してある選挙に關しては、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされている選挙に關してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 従前の公職選挙法の規定により行われた選挙に關する争訟については、なお従前の例による。

昭和三十一年三月三十一日印刷

昭和三十一年四月二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局